



川崎市

川崎市再犯防止推進計画

〔令和2年度～令和6年度〕

すべての市民が、
地域社会において孤立することなく、
ともに生き、支え合う社会に向けて

令和2年2月

「川崎市再犯防止推進計画」の策定にあたって

誰もが罪を犯すことがなく、加害者も
被害者も存在しない、誰もが安心して
暮らし続ける地域社会の実現を目指して



川崎市では、川崎を「最幸のまち」にすることを目指し、市政運営の基本姿勢として、「安心のふるさとづくり」を掲げてきました。これまで、「寛容と互助」の精神を持ち、社会を明るくする運動や安全・安心のまちづくりの推進、地域包括ケアシステムの構築等により、誰も置き去りにしない社会をつくることを目指してまいりました。

近年、全国的に刑法犯認知件数は減少していますが、再犯者率は一貫して上昇し続けているため、今後、地域の安全・安心を一層確保するにあたり、再犯防止の取組の推進が重要となっています。

このような中、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて地域の実情に応じた再犯防止に関する施策を講ずることが責務とされました。

本市では、法の趣旨や国の再犯防止推進計画(平成 29 年 12 月 15 日閣議決定)及び神奈川県再犯防止推進計画(平成 31 年 3 月策定)等を踏まえ、再犯の防止等の推進にあたり、基本的な方向性や取組等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するため、様々な施策を取りまとめた「川崎市再犯防止推進計画」を今回、新たに策定いたしました。

策定にあたっては、県内、市内の関係機関・団体等の皆様からたくさんの貴重な御意見をいただいたことに、心より感謝いたします。

今後、再犯の防止に留まらず、全ての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指していくため、国や県の関係機関、市内民間支援機関・団体等と連携して本計画に基づく取組を推進してまいります。

市民の皆様により一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 2 月

川崎市市長

福田 紀彦

川崎市再犯防止推進計画 目次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の位置付け	2
（3）計画の期間	3
（4）定義	3
2 これまでの再犯防止の取組と計画の基本目標・基本方針	4
（1）これまでの再犯防止の取組	4
（2）計画の基本目標	6
（3）計画の基本方針	7

第2章 再犯防止等を取り巻く状況

1 犯罪の発生状況	8
（1）刑法犯認知、検挙件数の推移	8
（2）検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移	9
2 犯罪をした人の処遇について	12
3 刑務所等の出所時の状況における動向	14
4 高齢者の再犯を取り巻く状況	15
5 薬物犯罪を取り巻く状況	18
6 少年等を取り巻く犯罪等の状況	20
7 更生保護に関わる人達を取り巻く状況	23

第3章 関連する施策の展開

関連する施策の考え方と施策図について	25
1 就労・住居の確保	27
（1）就労の確保	27
（2）住居の確保	30
2 保健医療・福祉サービスの提供	32
（1）高齢者又は障害者への支援	32
（2）薬物等の依存症の人への支援	38
3 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施	40
（1）地域の犯罪や非行の防止	40
（2）学校と連携した修学支援	42
4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	44
（1）民間協力者の活動の促進	44
（2）広報・啓発活動の推進	45
5 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組	48
6 目標	51

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	52
（1）推進体制	52
（2）進行管理	52
（3）国・県との連携の強化及び更生保護関係機関・団体におけるネットワークの構築	53

第5章 資料編

資料1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）	54
資料2 再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）〔概要〕	60
資料3 用語	61
資料4 川崎市再犯防止推進会議	64
資料5 川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議	66

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

平成28年(2016)年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)(以下、「再犯防止推進法」という。)第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされ、国においては、平成29年(2017)12月に「再犯防止推進計画」を策定するとともに、神奈川県においても同法第8条に基づき平成31年(2019)年3月に「神奈川県再犯防止推進計画」が策定されました。

犯罪をした人等の中には、生きづらさを抱え、社会の中で孤立し、様々な理由で罪を犯した結果、刑務所を出ても帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。また、平成30年版犯罪白書によれば、平成29年(2017)年に検察庁にて刑法犯等として新規に受理された人数は全国で約105万人であり、このうち、実際に刑事施設に入所した人数は約2万人でした。それ以外の約103万人は、すぐに地域に帰っており、生活環境が整っていないと再び地域社会で様々な課題を抱えることが懸念されます。こういう人の中には、障害のある人や認知症などがある高齢者で、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、生活に行き詰まるなどして、万引きなどの犯罪を繰り返してしまう人がいます。

近年では、再犯者による犯罪が全体の多くを占めていることが判明するなど、社会の安全のためには再犯防止が重要となっています。そのため、このような課題を抱えている人に対しては、早い段階で適切な行政サービスにつなげることで、地域における顔の見える関係づくりのもとで安定した生活を送ることができるよう課題解決や円滑な社会復帰に向けた支援を行う必要があります。

本市においては、各種計画等に組み込まれている様々な施策を着実・適切に実施していくことが、まずはこれらの支援を行う上で重要であると考えています。

これらの施策は、再犯の防止だけでなく、様々な課題を抱えている人が、犯罪に関わることを未然に防ぐことにもつながるものと考えています。

こうしたことから、本計画では、再犯の防止に留まらず、全ての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指していきます。

また、本市においては、平成 30 年度に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を策定するとともに、令和元年度には「SDGs 未来都市」の選定を受け、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、SDGs のゴールの達成に寄与する取組を進めています。

そこで、本市における再犯の防止等に関連した施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、令和 2 年度を初年度とする「川崎市再犯防止推進計画」を策定します。

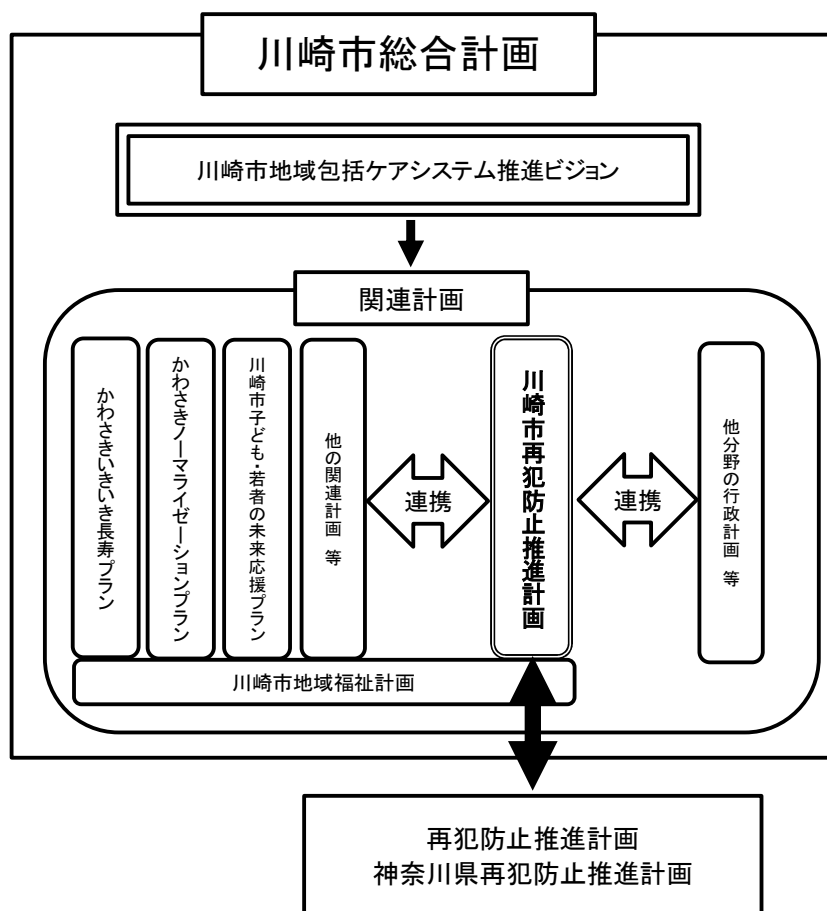
（２）計画の位置付け

本市では、平成 27（2015）年に「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とする「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）を策定しました。

この推進ビジョンでは、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた全ての地域住民を対象として、地域の実情に応じた適切な「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体の取組や緊密な連携が求められており、更生保護活動や青少年の健全育成、犯罪防止、非行のない地域社会づくりなどの活動も、本市の地域包括ケアシステム構築に向けて、関連のある取組と考えています。

そこで、本計画では、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」の実現を目指す「川崎市総合計画」のもと、「推進ビジョン」を上位概念に位置づけ、「川崎市地域福祉計画」など関連する計画とも連携しながら、再犯防止推進法や国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進を図ります。



(3) 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

(4) 定義

本計画において、「犯罪をした人等」とは、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいい、警察で微罪処分になった人、検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放された人等を含みます。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした人等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいいます。

2 これまでの再犯防止の取組と計画の基本目標・基本方針

(1) これまでの再犯防止の取組

ア 国の取組

全国において、刑法犯の認知件数は、平成 8（1996）年以降増加の一途をたどり、平成 14（2002）年には約 285 万件と 7 年連続で戦後最多を記録しました。この状況を受けて、国は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成 15（2003）年から犯罪対策閣僚会議を開催し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた結果、平成 15（2003）年以降刑法犯認知件数は毎年減少し、平成 29（2017）年は戦後最少となりました。

他方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18（2006）年の 149,164 人をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続け、平成 28（2016）年には現在と同様の統計を取り始めた昭和 47（1972）年以降最も高い 48.7% となりました。

平成 19（2007）年版犯罪白書では、全検挙者のうちの約 3 割に当たる再犯者によって約 6 割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

平成 24（2012）年 7 月には、再犯の防止は政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識の下、刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として「再犯防止に向けた総合対策」を犯罪対策閣僚会議において決定しました。その数値目標とは、「出所等した年を含む 2 年間ににおける刑務所等に再入所する者の割合を 2021 年までに 20% 以上減少させる」というものです。

平成 25（2013）年 12 月には、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定しました。

平成 26（2014）年 12 月には、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を犯罪対策閣僚会議において決定しました。この宣言においては、2020 年までに「犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を 3 倍にする」、「帰るべき場所がないまま

刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる」という数値目標を設定しました。

平成28(2016)年7月には、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」を犯罪対策閣僚会議において決定し、こうした者の立ち直りに向けた“息の長い”支援に関する施策に取り組むこととしました。

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取組を着実に実施することや、捜査・公判を適切に運用することで適正な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした人が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要です。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人がおり、こうした多岐に渡る課題に対応するためには、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じ、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることの重要性が認識されるようになりました。

そのような中、平成28(2016)年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した再犯防止推進法が制定、施行され、平成29(2017)年12月には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の再犯防止推進計画が策定されました。

イ 神奈川県を取組

神奈川県においては、平成31(2019)年3月に神奈川県再犯防止推進計画を策定するとともに、国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設が行う継続保護事業への支援を行うほか、平成22(2010)年12月に「神奈川県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障害により、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援しています。

ウ 川崎市の取組

川崎市における刑法犯の認知件数は、平成25(2013)年11,312件、平成29(2017)年8,436件と減少しています。

また、「社会を明るくする運動」や、更生保護施設への運営支援を行うほか、保護観察対象者の就労は非常に困難な状況にあることを踏まえ、その状況改善の一助となるとともに、市として保護観察対象者の就労支援の場を率先し

て提供することで、再犯防止と民間での就労機会の拡大に繋げていくことを目的に、神奈川県内の自治体としては初めて、川崎市保護司会協議会と本市の間で、「就労支援に関する協定」を平成 28（2016）年 2 月に締結し、川崎市保護司会協議会から推薦があった保護観察対象少年を本市の臨時的任用職員として任用する就労支援事業を実施しています。

また、犯罪・非行の前歴のために定職につくことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を適正に評価することにより、刑務所出所者等の雇用の機会の拡大を図るため、平成 31・令和 2 年度競争入札参加資格審査において「協力雇用主」の評価項目を新設し、加点点評価を開始しました。

（2）計画の基本目標

基本目標

犯罪をした人等に限らず、すべての市民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指していきます。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。

本市における既存の制度・保健医療・福祉サービス等は、犯罪をした人等であるか否かを問わず支援が必要な人に提供しており、地域におけるソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）につなげています。再犯防止は、再被害の防止でもあり、犯罪被害者等や地域住民の安全安心に繋がります。再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指していきます。

(3) 計画の基本方針

本市では、基本目標の実現に向けて、市民に身近な行政機関として、地域における再犯防止の取組を着実に推進するため、次の5つを基本方針とします。

なお、国及び県と連携して施策を推進するために、取組の方向性を合わせる必要があることから、国及び県の方針を踏まえた基本方針としています。

基本方針

基本方針1

国・県・民間の関係機関・団体との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。

基本方針2

国及び県との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援を実施します。

基本方針3

犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。

基本方針4

犯罪等の実態を踏まえ、民間の関係機関・団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。

基本方針5

再犯防止の取組を広報することなどにより、広く市民の関心と理解を醸成します。

また、これらの基本方針を踏まえて、再犯防止推進法に基づき、基本目標を達成するため、次の5項目を重点項目として取り組みます。

5つの重点項目

- ア 就労・住居の確保
- イ 保健医療・福祉サービスの提供
- ウ 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
- エ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
- オ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

第2章 再犯防止等を取り巻く状況

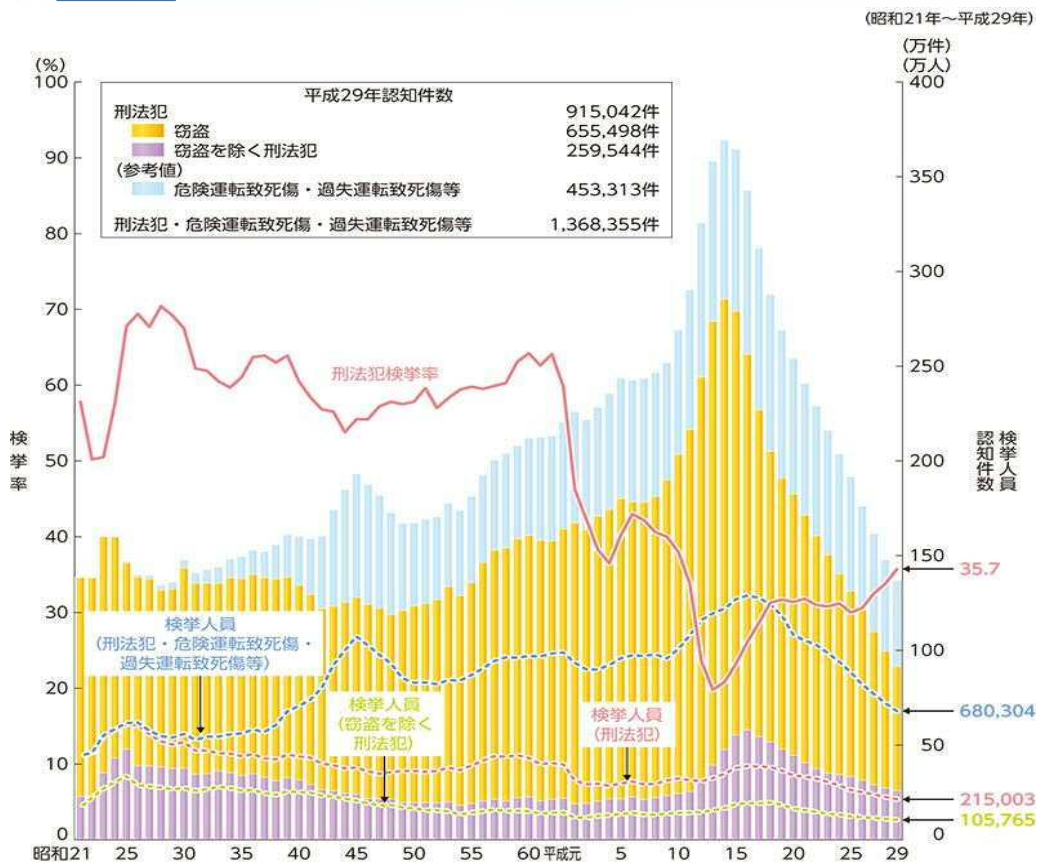
1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知、検挙件数の推移

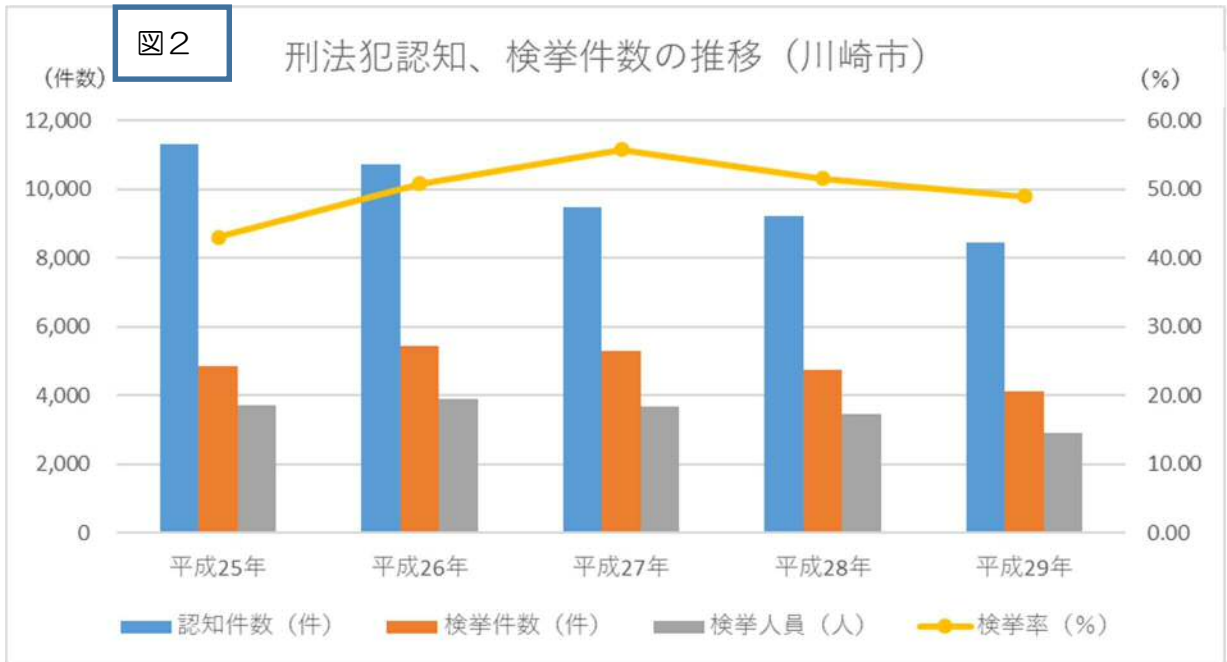
全国において、刑法犯の認知件数は、平成8（1996）年以降増加の一途をたどり、平成14（2002）年には約285万件と7年連続で戦後最多を記録しました。この状況を受けて、国は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15（2003）年から犯罪対策閣僚会議を開催し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた結果、平成15（2003）年以降刑法犯認知件数は毎年減少し、平成29（2017）年は戦後最少となりました。

また、川崎市においても、過去5年間の刑法犯認知件数の推移をみると同様に、減少しております。

図1 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移 出典：平成30年版犯罪白書



注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
認知件数 (件)	11,312	10,725	9,495	9,227	8,436
検挙件数 (件)	4,872	5,455	5,300	4,763	4,133
検挙人員 (人)	3,707	3,899	3,693	3,460	2,904
検挙率 (%)	43.07	50.86	55.82	51.62	48.99

資料：神奈川県警本部

(2) 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

刑法犯の再犯者の人員は、平成18年の14万9,164人をピークとして、その後は漸減状態にあり、平成29年は18年と比べて29.8%減となっています。他方、初犯者の人員は、平成12年の20万5,645人を境に増加し続けていきましたが、平成16年の25万30人をピークとして、その後は減少し続けており、平成29年は平成16年と比べて55.9%減でした。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は一貫して上昇し続け、平成29年は48.7%となっています。

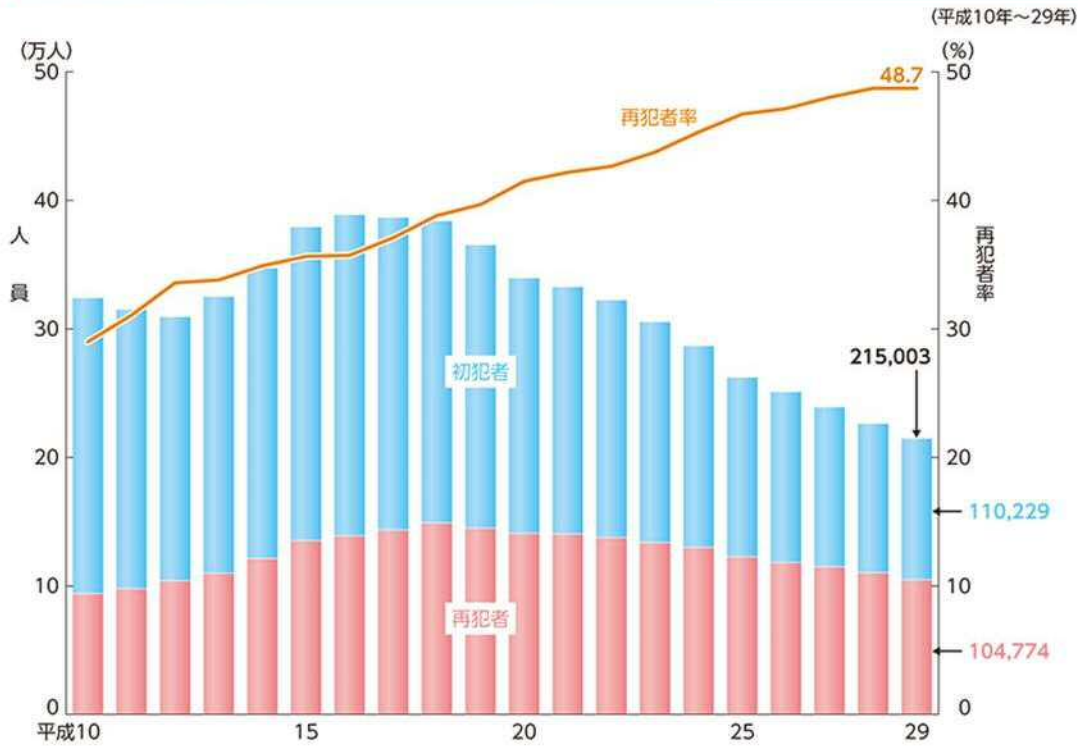
神奈川県についても、同様に再犯者及び初犯者の人数は減少傾向にありますが、再犯者の減少を上回るペースで初犯者の人数が減少しています。

そのため、今後地域の安全・安心を一層確保するにあたり、再犯防止の取組の推進が必要となります。

図3

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

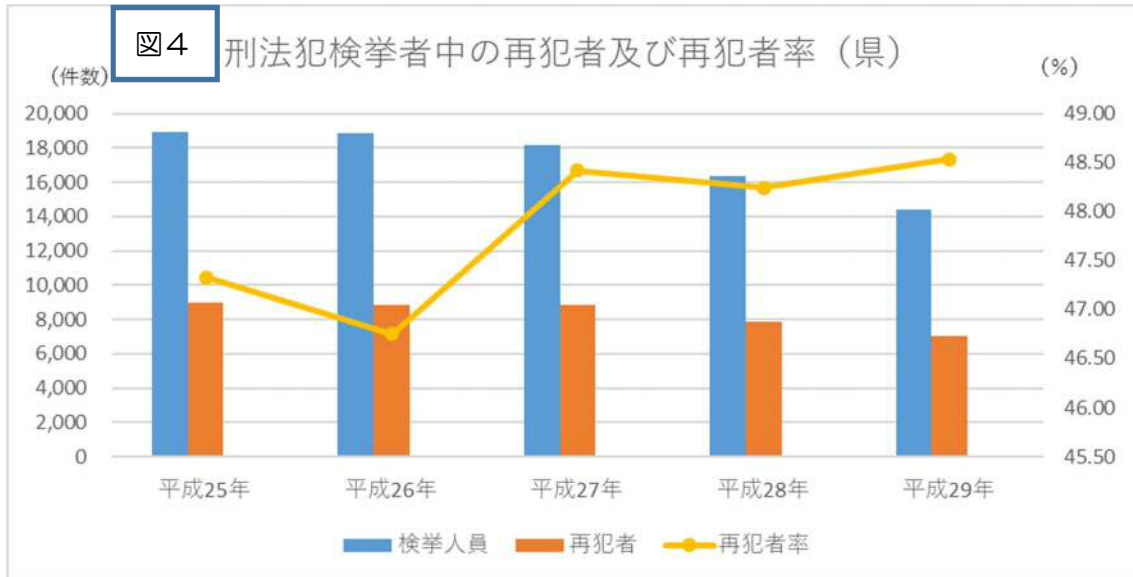
出典：平成30年版犯罪白書



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

図4

刑法犯検挙者中の再犯者及び再犯者率 (県)

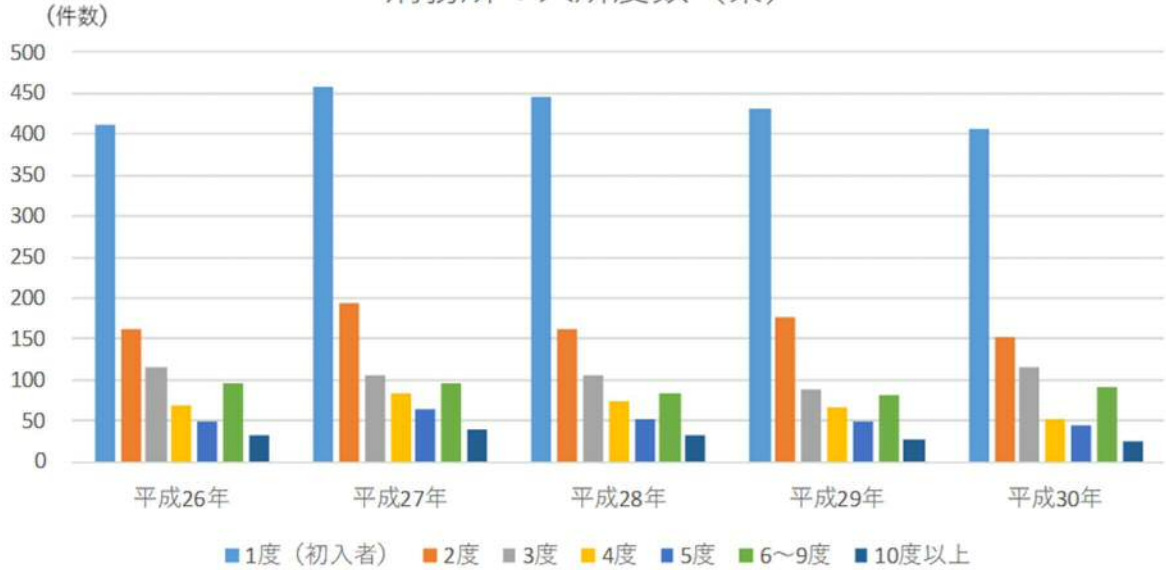


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検挙人員	18,907	18,841	18,185	16,356	14,431
再犯者	8,949	8,809	8,805	7,891	7,004
再犯者率	47.33	46.75	48.42	48.25	48.53

資料：神奈川県警本部

図5

刑務所の入所度数（県）



刑務所の入所度数の割合（県）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1度（初入者）	411	459	445	432	406
2度	162	193	163	177	151
3度	115	106	106	89	115
4度	70	83	74	66	52
5度	50	63	52	49	45
6～9度	95	97	84	80	92
10度以上	31	39	33	28	24
総数	934	1,040	957	921	885

刑務所の入所度数の初入者と再入者の集計（県）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1度（初入者）	411	459	445	432	406
再入者	523	581	512	489	479
総数	934	1,040	957	921	885

刑務所の入所度数の割合（県）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1度（初入者）	44.0%	44.1%	46.5%	46.9%	45.9%
再入者	56.0%	55.9%	53.5%	53.1%	54.1%

資料：法務省矯正局

2 犯罪をした人の処遇について

一般的に、犯罪をした人の処遇は、次の図6のとおりですが、検察庁に送検された後に、刑務所等の施設で刑の執行を受ける者は非常に少ない人数となっています。それ以外の者については、不起訴となったり、有罪判決を受けたものの、執行猶予が付く等して、地域に帰ることになります。

川崎市においても、起訴された人数と不起訴となった人数を比較すると4倍近く不起訴となった人数が多いことがわかります。

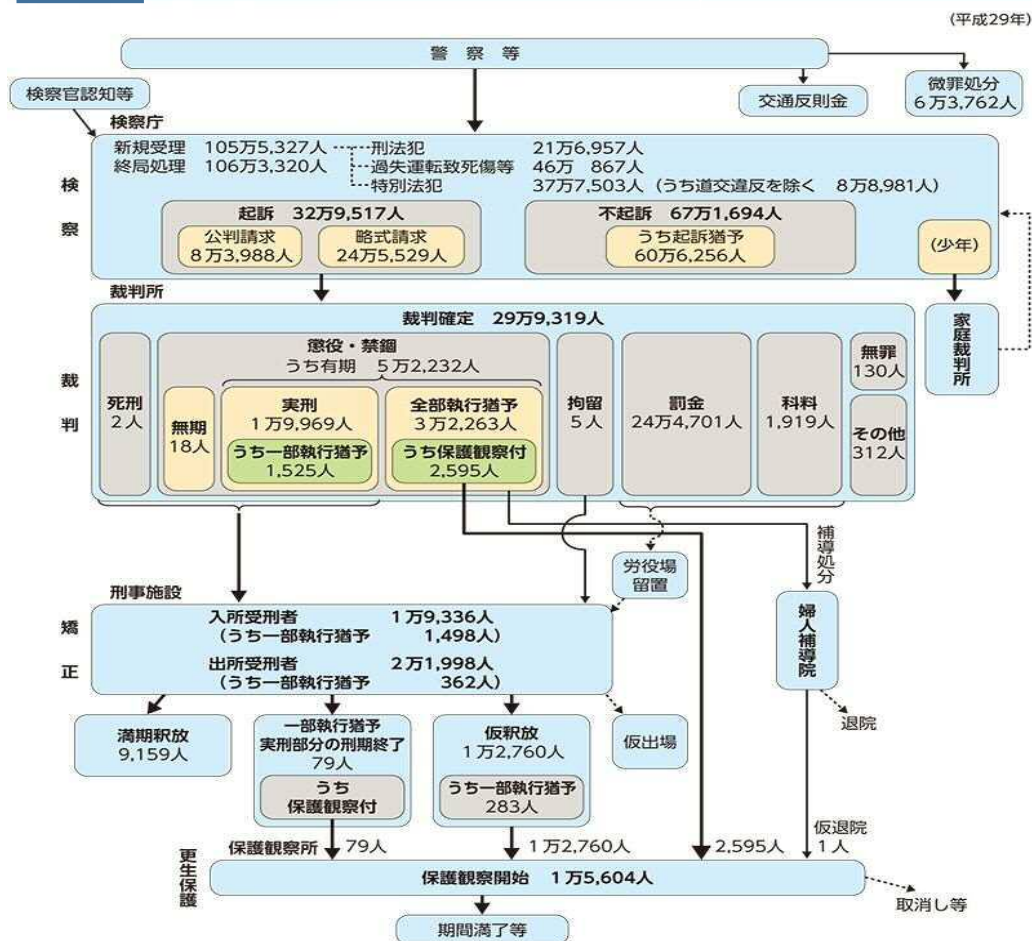
また、神奈川県における刑事施設再入者が前回の出所後から再入に係る再犯に至るまでの期間をみると、2年未満の早い段階で再犯に至ってしまうケースが全体の半数近くあることがわかります。

再犯防止の取組を推進するにあたり、地域に帰る者を早い段階で行政サービスにつなげ、生活を安定させることが重要となります。

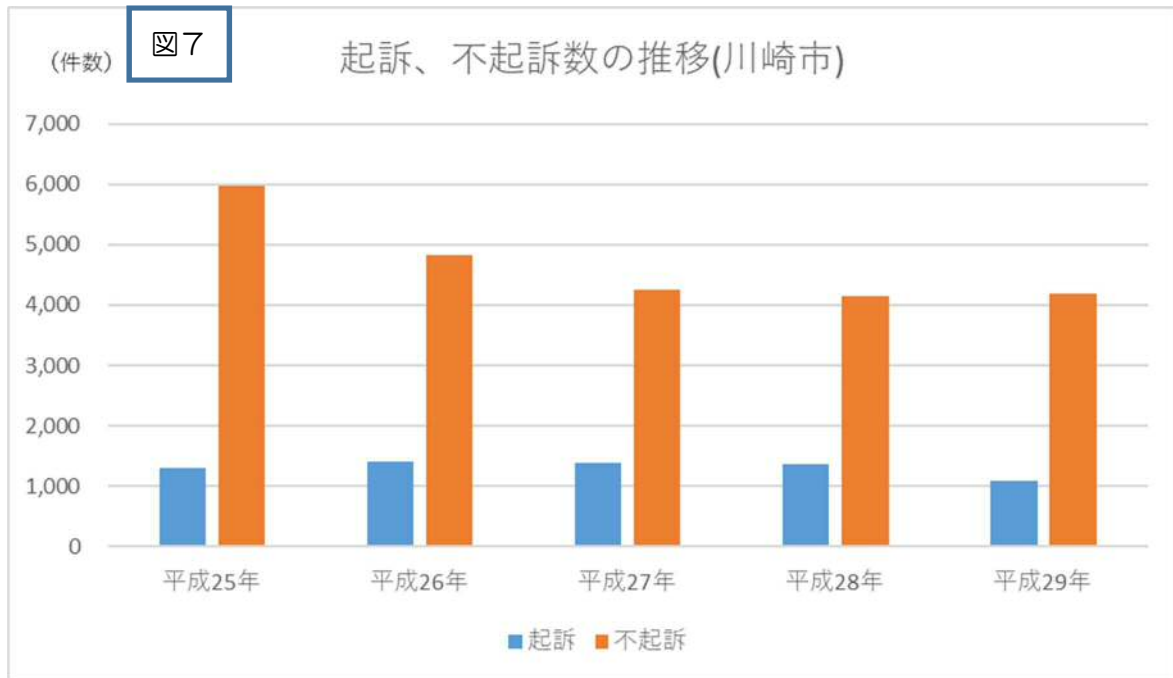
図6

犯罪者処遇の概要

出典：平成30年版犯罪白書

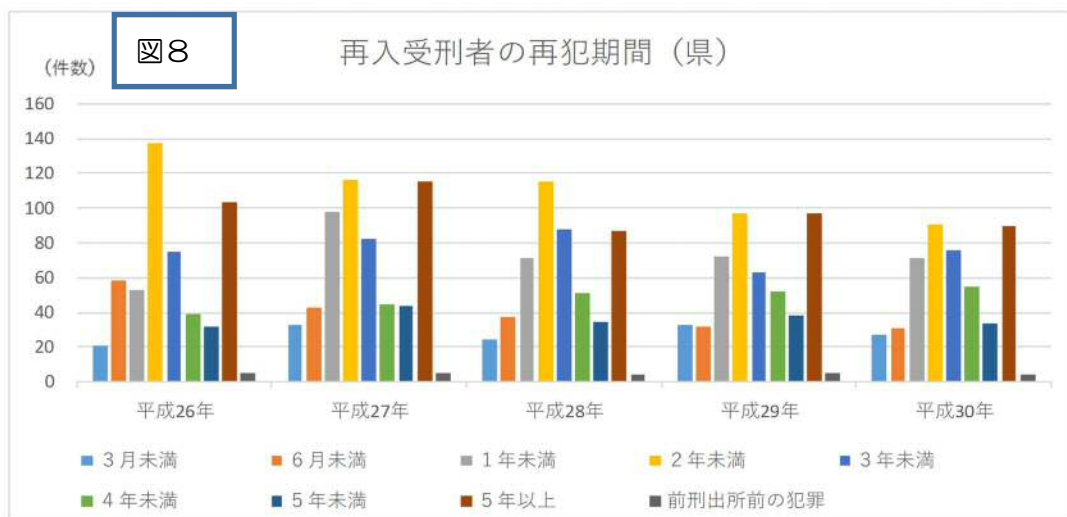


注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 各人員は平成29年の人員であり、少年を含む。
 3 「微罪処分」とは、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者、保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
 7 「裁判確定」の「その他」は、免許、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
起訴	1,304	1,410	1,382	1,354	1,087
不起訴	5,969	4,834	4,254	4,152	4,196

資料：横浜地方検察庁川崎支部及び川崎区検察庁



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
3月未満	21	33	24	33	27
6月未満	58	43	37	32	31
1年未満	53	98	71	72	71
2年未満	137	116	115	97	91
3年未満	75	82	88	63	76
4年未満	39	45	51	52	55
5年未満	32	44	35	38	34
5年以上	103	115	87	97	90
前刑出所前の犯罪	5	5	4	5	4
総数	523	581	512	489	479

資料：法務省矯正局

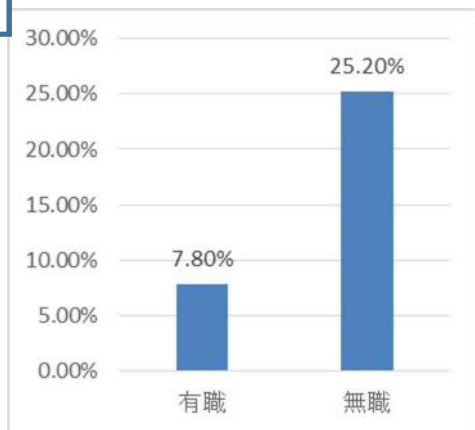
3 刑務所等の出所時の状況における動向

平成 25 年から 29 年までの 5 年間に保護観察を終了した人のうち、保護観察終了時に無職であった人の再犯率は 25.2% であり、有職であった人の 7.8% と比べて約 3 倍となっていることから、職の有無と再犯率は関連しており、保護観察対象者の就労支援が重要な課題です。

また、平成 24 年に刑事施設に再入所した受刑者のうち、前刑出所時に適当な帰住先がなかった人の 52.5% は 1 年未満で再犯に及んでおり、出所時の適当な帰住先の有無と再犯期間は関連しており、出所時の住居確保もまた、重要な課題です。

なお、神奈川県内に所在する横浜刑務所では、平成 29 年度には 3 割近くの出所者が適当な帰住先がないまま地域に戻っていました。

図 9



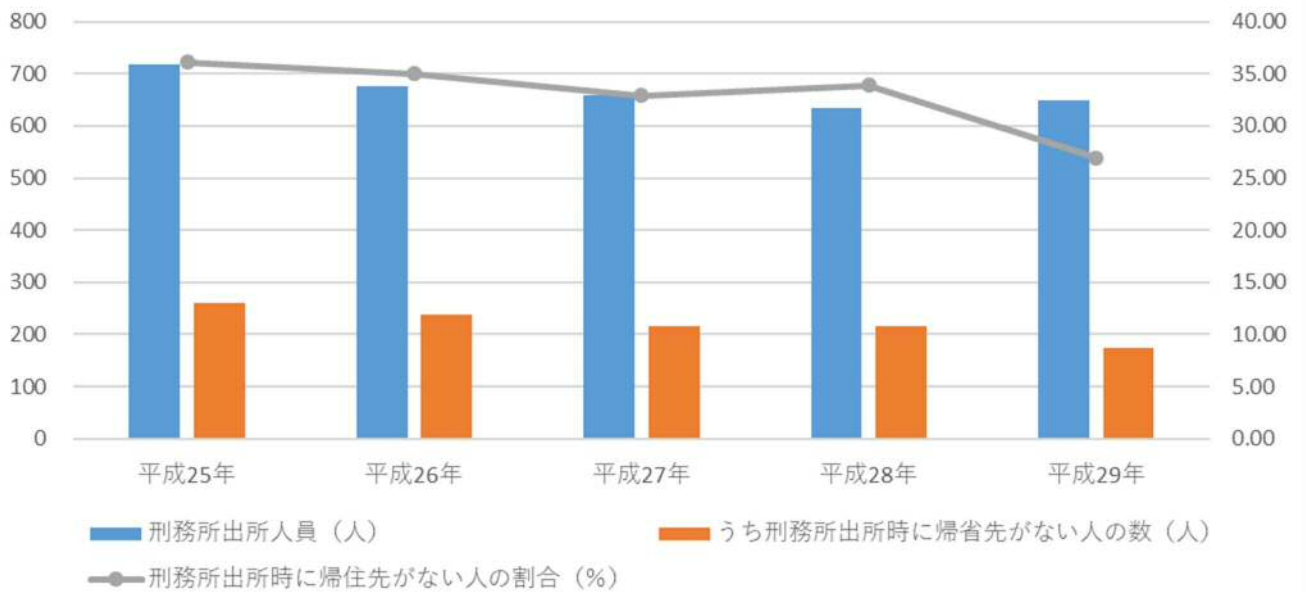
平成 25 年から 29 年までの 5 年間に保護観察を終了した人のうち、保護観察終了時の職の有無による再犯率
出典：法務省調べ



前刑出所時の帰住先の有無による再犯率（平成 24 年）出典：法務省調べ

図 10

刑務所出所時に帰住先がない人の状況（県）



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
刑務所出所人員（人）	717	677	659	634	649
うち刑務所出所時に帰省先がない人の数（人）	259	237	217	215	175
刑務所出所時に帰住先がない人の割合（％）	36.12	35.01	32.93	33.91	26.96

資料：法務省

4 高齢者の再犯を取り巻く状況

平成10年以降の65歳以上の高齢者の検挙人員は、毎年増加して、20年にピークを迎え、平成29年には4万6,264人となり、10年の時の1万3,739人から約3.4倍に増加しました。このうち、70歳以上の人は、平成23年以降高齢者の検挙人員の65%以上を占めるようになっていて、平成29年には68.4%に相当する3万1,636人となり、平成10年の時の6,840人と比べて約4.6倍に増加しました。

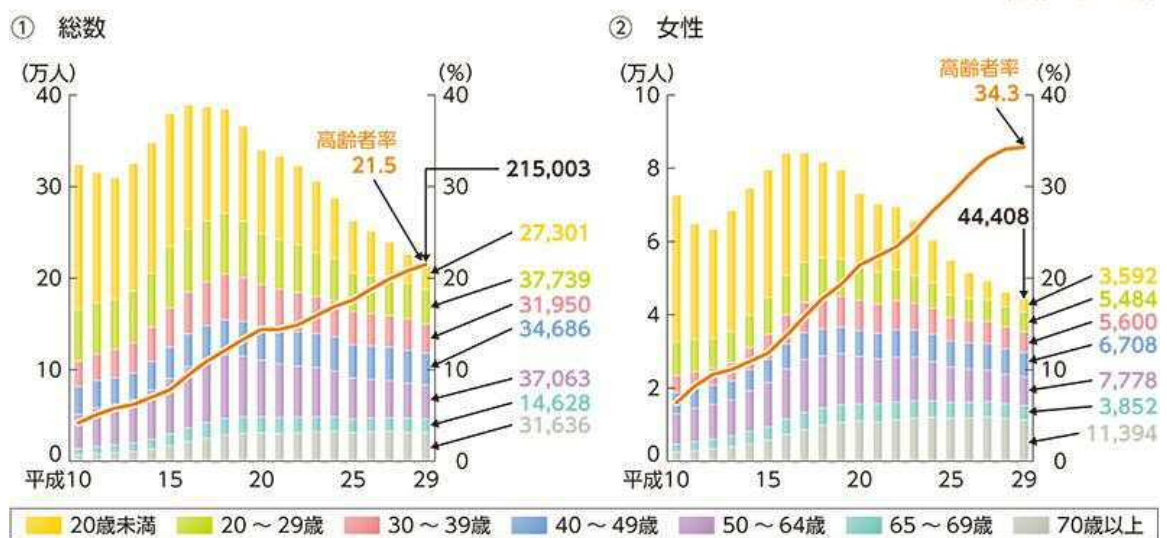
また、平成10年以降の総数における高齢者の検挙人員のうち、65～69歳の人では、初犯者は、平成18年まで毎年増加したものの、平成19年から緩やかな減少傾向です。再犯者は、平成21年まで増加し、平成22年以降はおおむね横ばいで推移して、平成24年から初犯者を上回るようになり、平成29年の再犯者率は53.8%です。

65～69歳の人の再犯者率は、過去20年間一貫して、70歳以上の者の再犯者率は、平成22年以降、いずれも非高齢者と比べて高い状態にあります。

また、刑法犯の検挙件数における65歳以上の高齢者の割合は年々増加傾向にあり、罪名としては窃盗犯が多い傾向にあります。

高齢者が安定した生活を送れるよう介護予防や生活支援の取組の推進や地域における見守りネットワークの構築等、社会全体で支えていく仕組みづくりが重要です。

図11 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）
（平成10年～29年）



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

出典：平成30年版犯罪白書

図 12

刑法犯 高齢者の検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（総数・女性別）

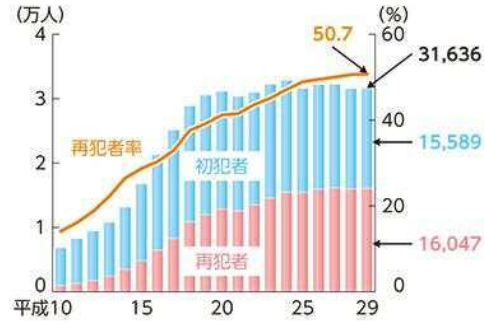
(平成10年～29年)

① 総数

ア 65～69歳

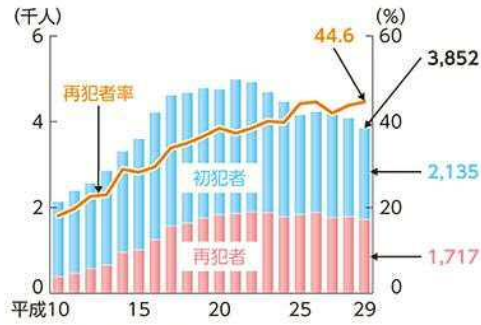


イ 70歳以上

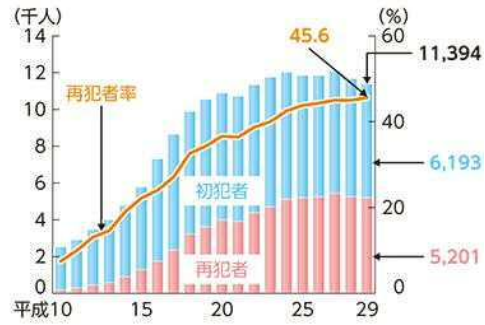


② 女性

ア 65～69歳



イ 70歳以上



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 4 「再犯者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

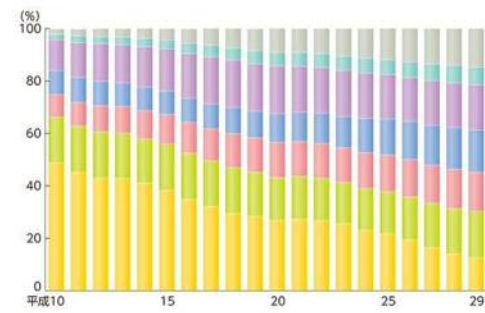
図 13

出典：平成30年版犯罪白書

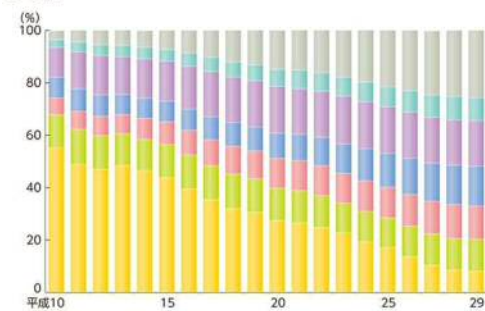
刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移（総数・女性別）

(平成10年～29年)

① 総数



② 女性



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

図 14

出典：平成30年版犯罪白書

刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(平成29年)

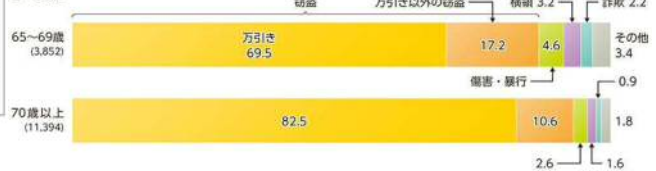
① 総数



② 男性



③ 女性



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、実人員である。

5 薬物犯罪を取り巻く状況

覚せい剤取締法の検挙人員は、昭和 60 年からは減少傾向となっていますが、平成 7 年から増加に転じ、平成 9 年には平成期に入って最多となる 1 万 9,937 人を記録しました。平成 13 年以降は減少傾向にあったものの、18 年以降はおおむね横ばいで推移し、毎年 1 万人を超える状況が続いています。大麻取締法、麻薬取締法及びあへん法の各違反の検挙人員は、平成 29 年における大麻取締法違反の検挙人員は 3,218 人であり、平成 26 年から 4 年連続で増加しており、平成 10 年以降最多となりました。なお、平成 29 年における大麻取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した人に限る。）は 20 歳代（1,174 人）、30 歳代（1,038 人）の順に多く、両年齢層で全検挙人員の 73.5%を占めています。（警察庁刑事局の資料による。）

また、いわゆる危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員は、平成 28 年から減少に転じました。平成 29 年の指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は 578 人であるが、そのうち 404 人は指定薬物の単純所持・使用等の検挙人員でした。（警察庁刑事局の資料による。）

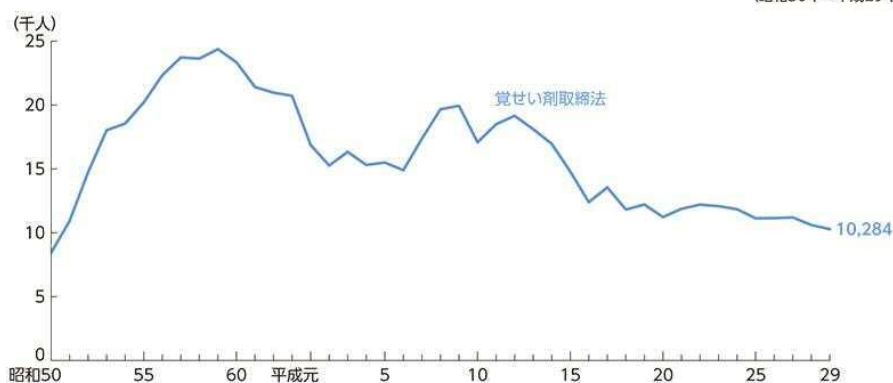
神奈川県における薬物事犯の保護観察対象者は、平成 26 年以降微増傾向にあり、薬物依存症の人への支援や、そもそも薬物に関わらないよう薬物乱用防止活動の推進が重要です。

図 15

覚せい剤取締法違反 検挙人員の推移

出典：平成 30 年版犯罪白書

(昭和 50 年～平成 29 年)



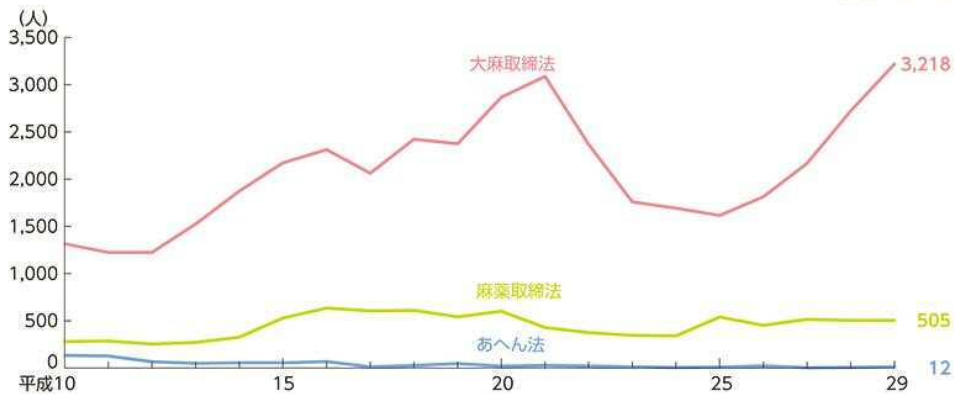
- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
- 2 覚せい剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
- 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

図 16

大麻取締法違反等 検挙人員の推移

出典：平成30年版犯罪白書

(平成10年～29年)



- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 大麻、麻薬・向精神薬及びあへんに係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

図 17

危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移 (適用法令別)

出典：平成30年版犯罪白書

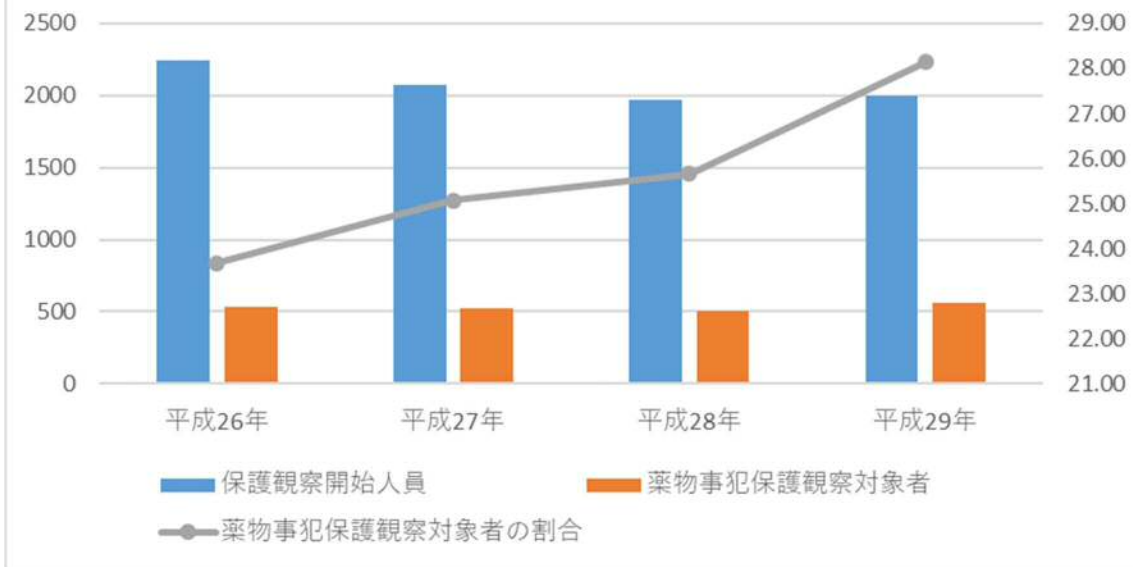
(平成25年～29年)

適用法令	25年	26年	27年	28年	29年
総数	176	840	1,196	920	651
医薬品医療機器等法(薬事法)	37	492	960	758	578
麻薬取締法	89	98	148	126	56
交通関係法令	40	160	36	7	1
その他	10	90	52	29	16

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 警察が検挙した人員に限る。
 3 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 「危険ドラッグ」は、規制薬物(覚せい剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらを用いた)又は指定薬物(医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
 5 「医薬品医療機器等法(薬事法)」は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙人員である。
 6 「麻薬取締法」は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙人員である。
 7 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、過失運転致死傷、道路交通法違反等の検挙人員である。
 8 「その他」は、覚せい剤取締法違反、危険ドラッグ服用に係る保護責任者遺棄致死、各都道府県の薬物乱用防止に関する条例違反等のほか、平成26年以降は、指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反を含む。
 9 「交通関係法令」及び「その他」は、指定薬物として指定されていない薬物が検出され、当該薬物について、検挙後に指定薬物として指定された場合等を含む。

図 18

薬物事犯保護観察対象者の状況（県）



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保護観察開始人員	2247	2078	1972	2001
薬物事犯保護観察対象者	532	521	506	563
薬物事犯保護観察対象者の割合	23.68	25.07	25.66	28.14

資料：法務省

6 少年等を取り巻く犯罪等の状況

少年による刑法犯の検挙人員は平成 16 年以降減少傾向にあります。また、本市における少年犯罪数においても毎年減少しており、少年による犯罪数は減少傾向にあるといえます。

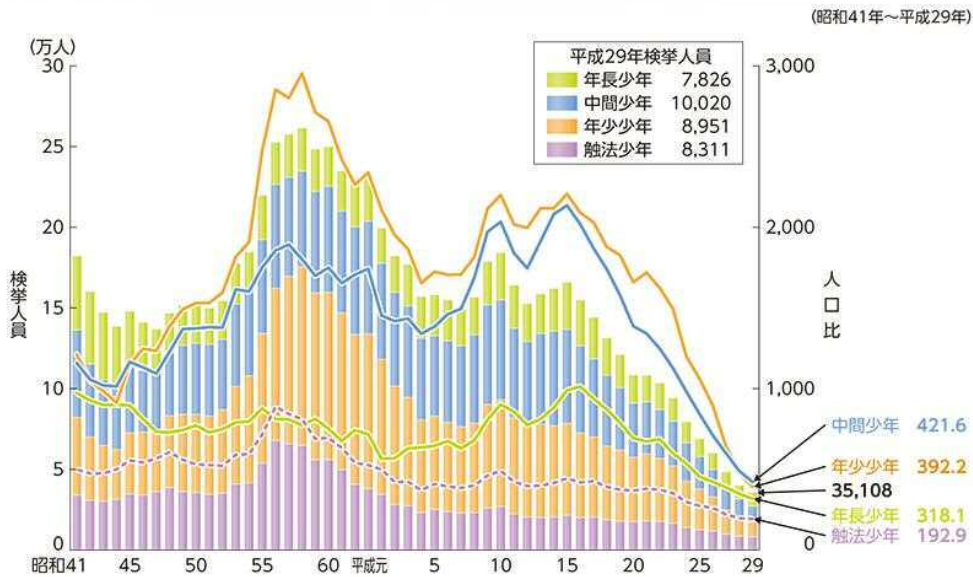
また、いじめに起因する事件数や検挙・補導人員の推移を見ると、平成 25 年以降減少傾向にあるが、一方で少年による家庭内暴力の認知件数は年々増加しています。加えて、神奈川県における少年院入院者のうち 30 人前後が再入院者となっています。

非行や少年犯罪を未然に防止するとともに再非行を防ぎ、健全育成を図るために学校や関係機関・団体等と連携した取組が重要です。

図19

少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

出典：平成30年版犯罪白書

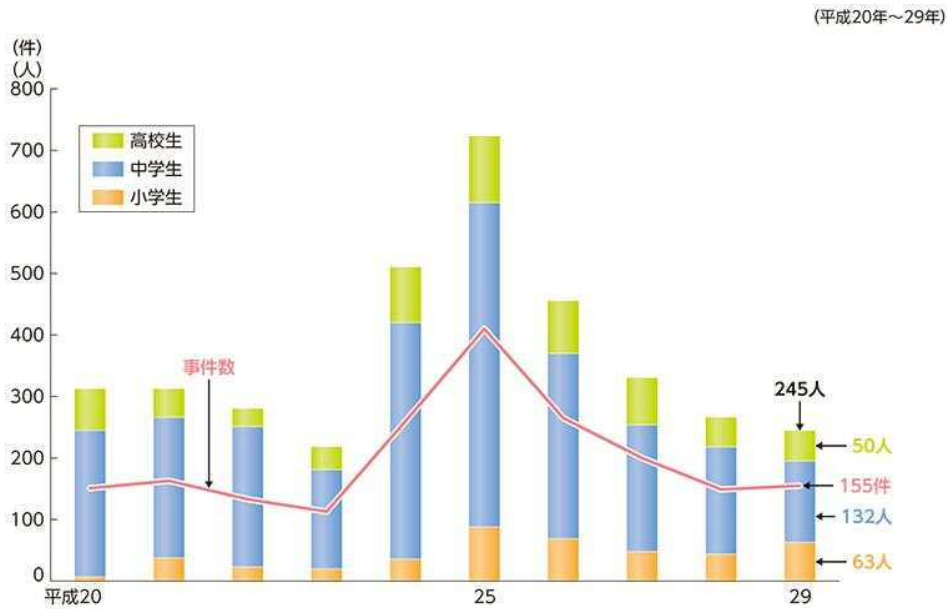


- 注 1 警察庁の統計，警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし，検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は，補導人員である。
 4 平成14年から26年は，危険運転致死傷を含む。
 5 「人口比」は，各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお，触法少年の人口比算出に用いた人口は，10歳以上14歳未満の人口である。

図20

いじめに起因する事件 事件数・検挙・補導人員の推移

出典：平成30年版犯罪白書



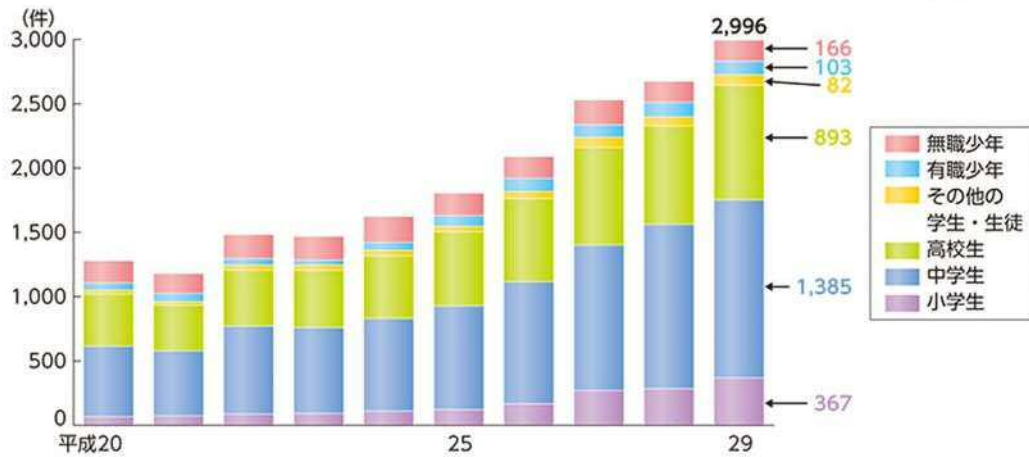
- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「いじめに起因する事件」とは，いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

図21

少年による家庭内暴力 認知件数の推移 (就学・就労状況別)

出典：平成30年版犯罪白書

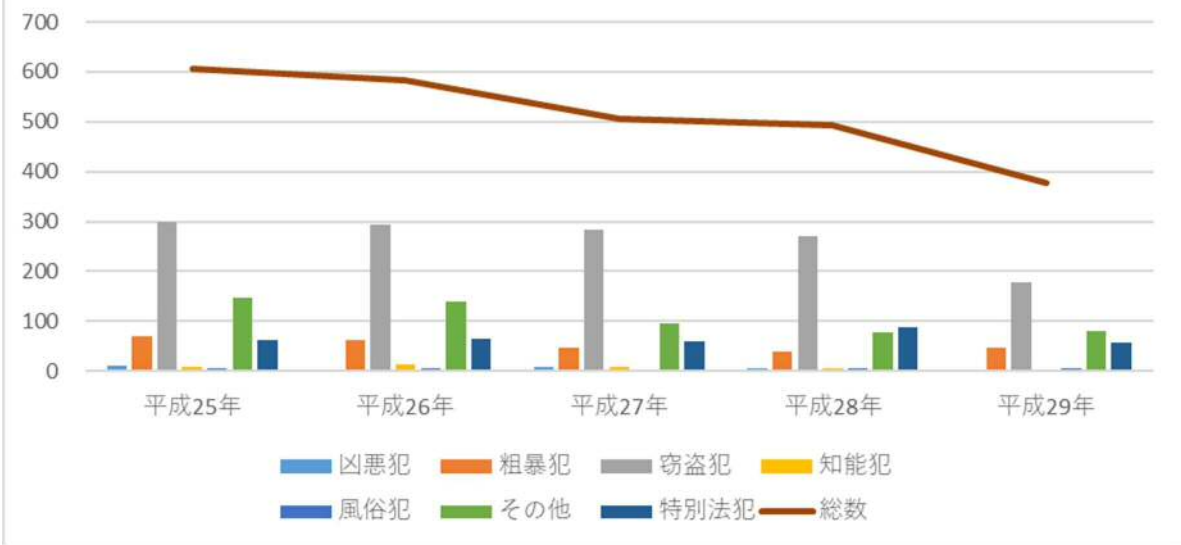
(平成20年～29年)



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 一つの事件に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
 4 「その他の学生・生徒」は、浪人生等である。

図22

川崎市の少年犯罪数

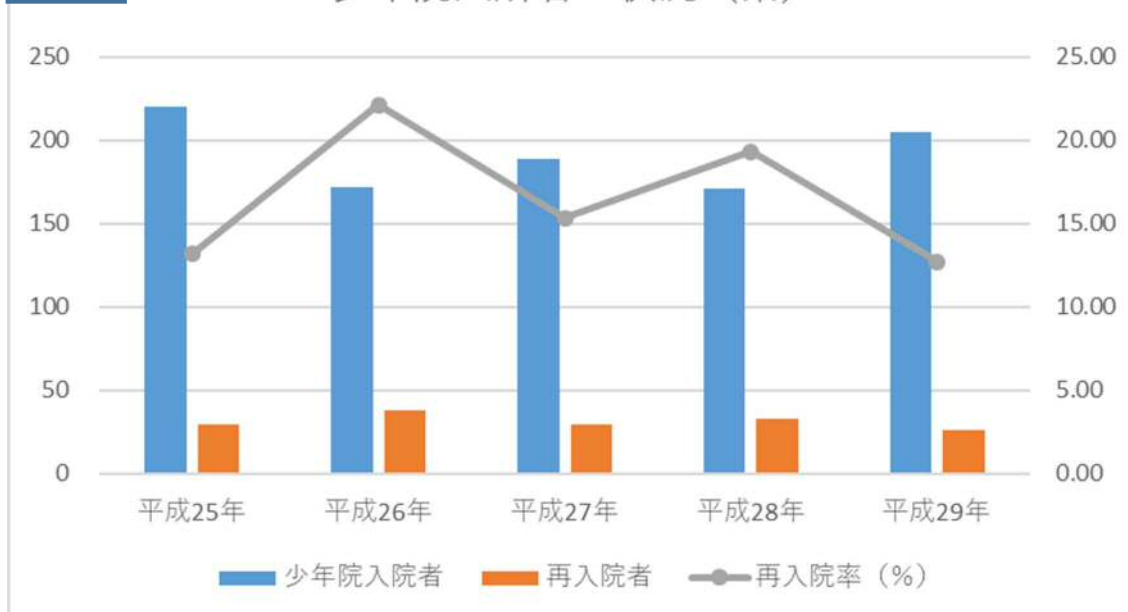


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
凶悪犯	10	3	8	5	4
粗暴犯	71	63	48	39	48
窃盗犯	300	294	283	270	177
知能犯	9	13	8	7	3
風俗犯	6	6	4	6	6
その他	146	140	96	78	81
特別法犯	63	65	60	88	58
総数	605	584	507	493	377

資料：神奈川県警本部

図23

少年院入所者の状況（県）



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
少年院入院者	220	172	189	171	205
再入院者	29	38	29	33	26
再入院率 (%)	13.18	22.09	15.34	19.30	12.68

資料：法務省

7 更生保護に関わる人達を取り巻く状況

保護司は、地域における更生保護の担い手ですが、近年その数は減少傾向にあります。また、保護司の年齢も高齢化しており、従前のような活動が難しくなっているという課題があります。

また、更生保護女性会員とは、更生保護に協力するボランティアの人々です。更生保護女性会員の人数もまた減少傾向にあります。

本市においても、保護司数及び更生保護女性会員の数はいずれも減少傾向にあり、保護司や更生保護女性会員の活動に対する支援が必要です。

図24

保護司実人員の推移

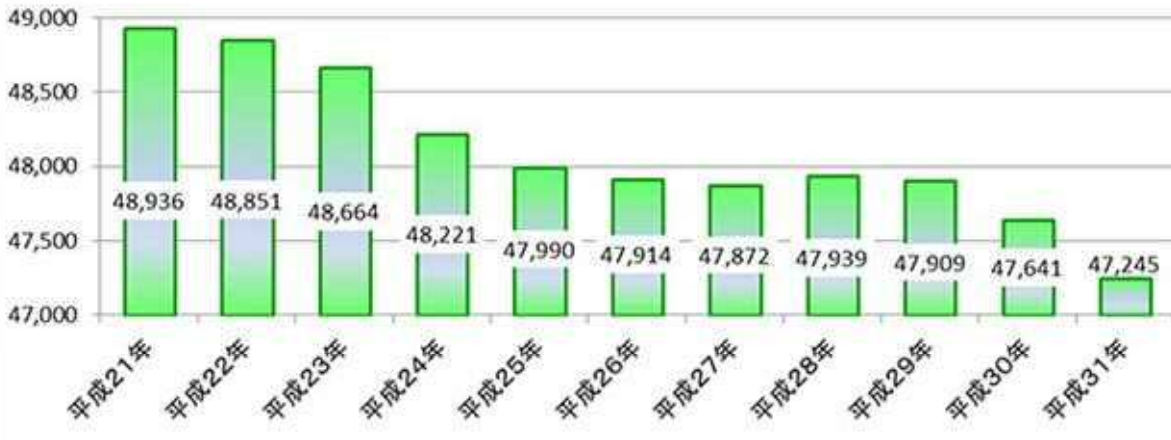


図25

保護司平均年齢の推移

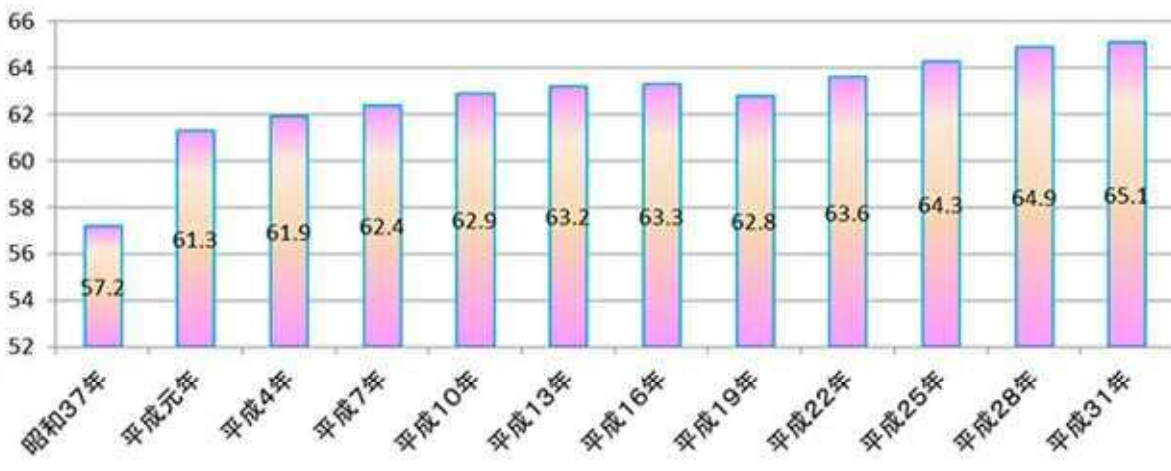
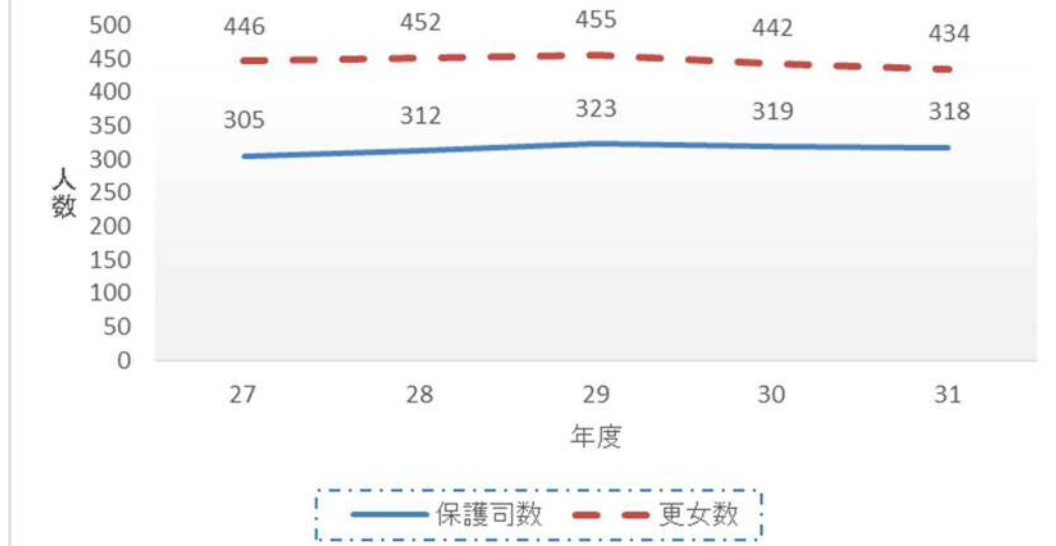


図26

本市における保護司数及び更生保護女性会員の推移



第3章 関連する施策の展開

本市では、昨今の家族・地域社会の変容などにより、地域における生活課題の多様化・複雑化が進んでいることから、高齢者をはじめとして、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

具体的には、「推進ビジョン」を策定するとともに、各区役所に、「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」を設置し、地域づくりの取組の支援とともに、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへつなぐことも含めた支援を行っています。すべての住民に対する「個別支援の強化」と「地域力の向上」に向けて、保健師をはじめとした専門職種のアウトリーチ機能を活かし、多様な主体との円滑な連携の推進を目指しています。

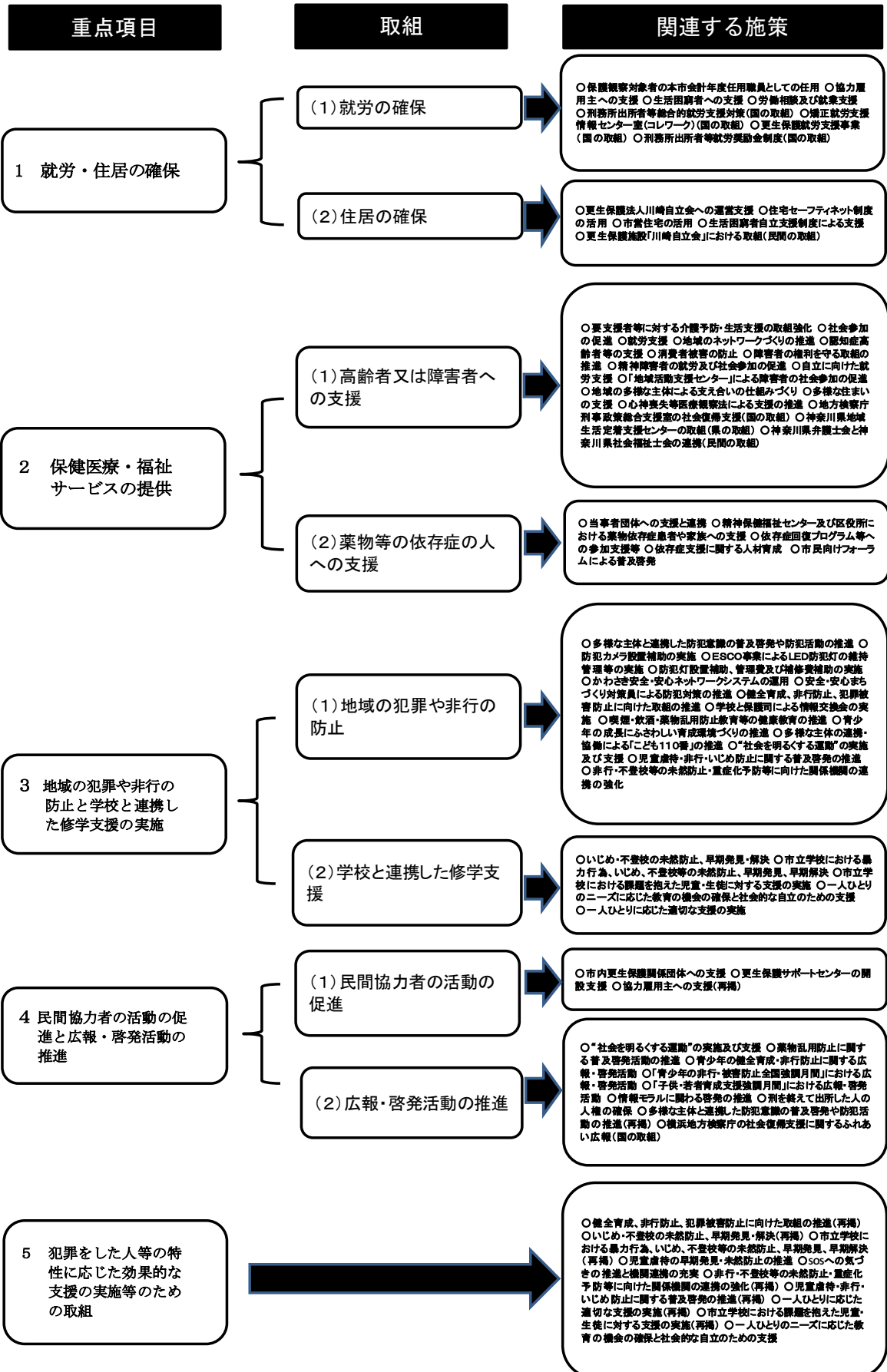
こうした中で、再犯防止に向けた取組も地域包括ケアシステムに内包された取組であり、特に、すべての市民にとって、住みやすい生活環境を整えていくことはシステム構築の根幹であり、再犯防止固有の取組と十分に連携を図っていくことが重要です。

そこで、ここでは、既存の市民生活の生活環境を整えていくための取組の中で、再犯防止にも資する取組を掲載していきます。

以下では、5つの重点項目（1）就労・住居の確保、（2）保健医療・福祉サービスの提供、（3）地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施、（4）民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進、（5）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組にわけて記載します。

基本目標

犯罪をした人等に限らず、すべての市民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指していきます。



1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

【現状と課題を踏まえた対応の方向性】

平成 29 (2017) 年法務省調査によると、過去に刑事施設を出所し、再び犯罪をして刑事施設に入所した人のうち、72.2%の人が再犯時に無職でした。

就労は、安定した生活を送る上で重要な基盤であり、不安定な就労が再犯リスクとなることから、再犯防止に当たっては、就労の確保・継続が極めて重要です。

しかし、刑務所出所者等の就労の確保には、前歴や求職活動を行う上での必要な知識・資格等を有していないことなどのために求職活動が円滑に進まない場合があります。また、社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持のために必要な能力を身に付けていないといった理由から、職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があります。

そこで、法務省及び厚生労働省においては、刑務所出所者等総合的就労支援対策として、刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施することや矯正施設・保護観察所・ハローワークにおける連携強化に取り組んでいます。矯正施設在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講和等を実施し、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施しています。

また、法務省は、平成 28 (2016) 年 11 月から矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置し、受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する人を收容する施設の情報を提供するなどしています。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することや、刑務所出所者等就労奨励金制度を導入するなどして、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主の開拓・拡大に努めています。

本市においては、令和元 (2019) 年 7 月現在、協力雇用主の数は 113 社となっているものの、実際に雇用している協力雇用主が登録数に比して少ないことや、建設業が約 7 割を占めるなど、業種に偏りがあること、短期間で離職することやトラブルが発生することへの多大な不安や負担が協力雇用主に生じていることなどの課題もあり、一層幅広い業種からの協力雇用主の確保や、協力雇用主の活動の支援が必要です。

また、犯罪をした人等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることが難しい人や、就労に向けた訓練等が必要な人が存在するなど、一般就労と福祉的支援の狭間にある人の就労の確保が課題となっています。

こうしたことから、保護観察対象者の任用や協力雇用主への支援とともに、生活困窮者の支援など、安定的な就労の確保・継続に向けた取組を進めていきます。

■関連する施策

○保護観察対象者の本市会計年度任用職員としての任用

保護観察対象者の就労は非常に困難な状況にあることを踏まえ、その状況改善の一助となるとともに、法務省及び川崎市保護司会協議会と本市が協力し、保護観察対象者の就労支援の場を率先して提供することで、再犯防止と民間での就労機会の拡大に繋げていくことを目的に、神奈川県内の自治体としては初めて、川崎市保護司会協議会と本市は、「就労支援に関する協定」を平成28(2016)年2月に締結しました。同協定に基づき、これまで保護観察対象者を本市の臨時的任用職員として任用してきましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による制度改正に伴い、今後は、会計年度任用職員として、川崎市保護司会協議会から推薦のあった対象者を任用し、就労支援を実施します。

○協力雇用主への支援

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を適正に評価することにより、事業者の社会貢献への意欲を高めるため、平成31・令和2年度競争入札参加資格審査において「協力雇用主」の評価項目を新設し、加点評価を行います。

○生活困窮者への支援

「だいJOBセンター(生活自立・仕事相談センター)」を設置し、失業、家賃滞納、債務、家計管理等の経済的な問題や心身の問題など、課題を抱えている方に対して、様々な専門分野の支援員が、包括的かつ早期の相談支援を実施することにより、相談者の日常的・社会的・経済的自立を目指します。就労支援にあたっては、「長期間就労から離れていた」「直ちに一般就労を目指すことが困難」など様々な就労阻害要因を抱える方に対して、ハローワーク等への同行、履歴書等の作成補助など、個々の状況に応じた寄り添い型支援を実施します。

○労働相談及び就業支援

・市役所及び区役所に労働に関する相談窓口を設置するとともに、神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年7回程度の街頭労働相談会を開催します。

・「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口を設置し、相談者一人一人

に寄り添った就業支援を実施します。

○刑務所出所者等総合的就労支援対策（国の取組）

法務省及び厚生労働省は、平成 18（2006）年度から刑務所出所者等の就労の確保のため、矯正施設在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講和等を実施し、本人の希望や適性等に応じて計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施しています。

また、法務省は、保護観察所において、ハローワークと連携して、求職活動のノウハウ等を習得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労の意欲を引き出す「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長 3 か月間、月額 4 万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを実施しています。

○矯正就労支援情報センター室（コレワーク）（国の取組）

法務省は、平成 28（2016）年 11 月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置し、受刑者等の居住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する人を収容する施設の情報を提供するなどしています。

○更生保護就労支援事業（国の取組）

法務省は、平成 26（2014）年度から、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行う更生保護就労支援事業を実施しています。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細やかな寄り添い型の就労支援を行う「就職活動支援」及び協力雇用主の開拓、協力雇用主研修の実施等の「雇用基盤整備」の各取組を行っており、神奈川県においては、現在、特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構が受託して事業を実施しています。

○刑務所出所者等就労奨励金制度（国の取組）

平成 27（2015）年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言を行った協力雇用主に奨励金を支給する刑務所出所者等就労奨励金を実施しています。

(2) 住居の確保

【現状と課題を踏まえた対応の方向性】

平成 29（2017）年法務省・矯正統計年報によると、刑務所出所者総数のうち刑務所出所時に帰住先がない人の割合は 17.7%となっています。

また、刑務所満期出所者のうち約 5 割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所し、これらの人の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることが明らかとなっており、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送ることや再犯を防止する上で大変重要な取組です。

国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実、住居がないことや頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供等を行う更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が宿泊場所や食事の提供、自立のための生活指導を委託する際の宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、入出所を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になるなどにより帰住先の確保が困難化する状況があることから、引き続き更生保護施設や自立準備ホームでの受入れを進める必要があります。また、更生保護施設は、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした人等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害者、薬物等の依存症の人に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能を果たすことが求められるなど、多様かつ高度な機能が求められるようになっていきます。

また、更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間の支援が重要ですが、身元保証人を得ることが困難であることや、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないことなどにより、適切な居住先を確保できないまま更生保護施設等から退所してしまうなどの課題があります。

このため、更生保護施設への運営支援とともに、住宅セーフティネット制度の活用など、適切な帰住先の確保に向けた取組を進めていきます。

■関連する施策

○更生保護法人川崎自立会への運営支援

更生保護施設として、宿泊場所や食事の提供をはじめ、就職の斡旋、金銭の管理や飲食などに関する生活指導を行うなど、必要な保護を行っている更生保護法人川崎自立会の運営を支援します。

○住宅セーフティネット制度の活用

賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を市民に提供していくこと等により、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

○市営住宅の活用

市営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。

○生活困窮者自立支援制度による支援

・自立を目指す住居のない生活困窮者については、生活困窮者自立支援制度の「一時生活支援事業」により、自立支援センターに入所させ、一時的に居住の場所を確保するとともに、食事の提供、基本的な生活相談等を行い、自立に向けた支援を行います。

・生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれのある方に対して、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、家賃相当分の金額の住居確保給付金を一定期間支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を実施します。

○更生保護施設「川崎自立会」における取組（民間の取組）

更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設です。

本市においては、市内唯一の更生保護施設「川崎自立会」があり、更生保護法人川崎自立会により運営され、収容定員は40人（男子成人36人、男子青少年4人）、平成30（2018）年度の収容人員は146人、収容率は81.9%でした。

「川崎自立会」は、平成28（2016）年度に建て替えられ、1階に地域交流室を設け、地域に開かれた、地域に貢献できるスペースとして開放し、近隣住民の方々等に利用されています。

また、川崎区保護司会による更生保護サポートセンターを施設内に設置して、保護司や更生保護女性会員が気軽に立ち寄り、担当する保護観察対象者等との面接場所を提供するなど、地域の更生保護事業の中核的機能を果たしています。

さらに、本市と大規模災害時における協力に関する協定を締結し、津波避難施設や避難所補完施設として避難者の受入れや災害用食料等の備蓄を行うなど、災害時における地域への支援を行います。

2 保健医療・福祉サービスの提供

(1) 高齢者又は障害者への支援

【現状と課題を踏まえた対応の方向性】

本市は、平成30(2018)年10月1日時点で高齢者人口が約30.6万人となり、市の人口の約5人に1人が高齢者です。そのうち、約5.8万人がひとり暮らし高齢者です。また、要介護・要支援認定者は、5.2万人を超え、本市の全高齢者の約17.9%を占めるとともに、約4.2万人には、認知症があると推計しています。さらに、令和7(2025)年度には、高齢者人口が34万人を超え、更に高齢化が進行すると予測されています。刑事施設に入所する受刑者の高齢化も進み、高齢出所受刑者の2年以内再入率は非高齢者の人と比べて高く、再犯防止対策の観点からも、高齢者犯罪への対応は急務です。

平成30年版犯罪白書によると、全国の犯罪の認知件数については、ここ十数年下がり続けているにもかかわらず、刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率は、平成10年は4.2%と低かったのが、平成29年には21.5%へと上昇しました。また、その中で女性の比率は、平成10年の6.4%から、平成29年には34.3%と急増しています。そのうち、高齢者の検挙人数のうち万引きの割合は、男性で65歳～69歳が33.7%、70歳以上が51.4%、女性で、65歳～69歳が69.5%、70歳以上が82.5%であり、検挙された高齢女性の約8割が万引きで検挙されています。高齢者犯罪における窃盗、特に万引きが深刻化しています。

東京都の『高齢者による万引きに関する報告書』によると、警視庁生活安全部の統計では、65歳以上の高齢万引き被疑者の約8割が無職であり、動機・原因として、「お金を払いたくないから」、「生活困窮」がそれぞれ約3割を占めています。

一方、「高齢万引き被疑者のうち生活保護受給者は2割程度であり、動機・原因にある「生活困窮」状態にある者は少ないと思われる」とあり、加齢に伴う、認知機能の変化や障害などの身体的要因や、社会関係性の欠如が孤独や不満、ストレス等に繋がり、問題行動へと発展するケースもあるのではないかと指摘されています。

高齢化が進展していく現状の中で高齢者の再犯も増加しており、一人暮らしや、地域で孤立しており福祉的な支援に繋がっていないなど、支援が必要と思われる高齢者に対して、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援に結び付け、生活の安定を図り、万引き等の犯罪を繰り返さない環境整備を進めていきます。

また、平成30年版犯罪白書においては、平成29年の精神障害者等の刑法犯検挙人員は、全検挙数の1.5%となっており、犯罪率は非常に少ないといえます。しかしながら、障害者等の犯罪は、様々な原因や契機により生じると考えられますので、幅広い対策が必要です。本市が提供する保健医療・福祉サービスは、犯罪をした人等であるか否かを問わず提供されるものであり、支援が必要と思われる障害者等に対して、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援に結び付け、生活の安定を図り、

総合的に支援することで、誰もが安全・安心で生活しやすいまちづくりの推進につなげていきます。

■関連する施策

○要支援者等に対する介護予防・生活支援の取組強化

地域包括ケアシステムの構築に向けた「自助」「互助」の意識の醸成に取り組み、地域の実情に応じて、住民、町内会・自治会、行政などの地縁組織、ボランティア団体、子どもや高齢者の施設・事業者などが連携し、住民の社会参加の促進を図るとともに介護予防、地域の支えあいによる生活支援体制の構築を推進します。

○社会参加の促進

・「介護予防いきいき大作戦」の推進

いきがい・健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつまでも元気でいきいきと暮らせるための取組を「介護予防いきいき大作戦」と位置付けて、地域全体で進めます。

・老人クラブ友愛訪問活動

病弱やねたきり、ひとり暮らし等の高齢者を定期的に訪問して、生活援助や外出援助など日常生活における介護活動を支援します。

○就労支援

高齢者がこれまで培ってきた経験、知識を活かして身近な地域でいきいきと活動できるよう、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保に取り組みます。

・高齢者就労支援事業（シルバー人材センター）

定年後においても、健康や生きがいの増進あるいは社会参加を希望する60歳以上の方に、いきがいを高めることなどを目的として、「シルバー人材センター」では、発注者からの求めに応じて臨時的・短期的または軽易な業務の就業機会を提供します。

○地域のネットワークづくりの推進

高齢化や核家族化の進展に伴い、増え続けているひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の地域における見守りの充実が大きな課題となっています。見守りが必要となる高齢者を、住民同士が互いに気にかけるような支え合いの仕組みづくりを推進します。

・市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進

同居の家族がいても、日中は独居になってしまう高齢者など、見守りの目から漏れてしまいがちな方も含め、支援を必要とする住民が必要な情報を把握

し、支援につながるような住民同士の互助の仕組みや関係機関との連携体制の強化に向けて、区役所や地域包括支援センターが核となり、様々な地域資源と連携して、健康づくり・介護予防などの地域活動や、地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワーク」づくりを推進します。

・ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実

地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員児童委員の協力のもと、担当地区のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の世帯状況や生活状況の実態を把握し（ひとり暮らし等高齢者実態調査）、ひとり暮らし等高齢者の話し合いの機会を増やすなど安否確認に役立て安心して生活が営めるよう、地域包括支援センター等と連携しながら、地域ぐるみで「見守りネットワーク」づくりを推進します。

・地域見守りネットワーク事業

様々な生活上の課題に対して、「発見の目」となる支え合いの仕組みづくりとして、コンビニエンスストアや新聞配達店等、地域の民間事業者の協力により、高齢者等の異変に気付いた場合に区役所に連絡し、区役所や地域包括支援センターの支援につなげる「地域見守りネットワーク事業」を推進します。

○認知症高齢者等の支援

認知症の人と家族の応援者である「認知症サポーター」の養成や、認知症とともによりよく生きるための具体的なガイドブック（認知症アクションガイドブック、若年性認知症ガイドブック）の配布により、認知症の診断など、早期に必要な支援・サービスにつなげるほか、市民向けの普及・啓発を促進し、認知症に対する正しい理解と心構えを醸成します。

また、認知症訪問支援事業の取組、認知症疾患医療センターにおける専門医療相談や鑑別診断など、認知症の早期発見・早期対応を行い、必要な施策を計画的に進め、認知症の人やその家族の視点に立った支援を着実にを行います。

○消費者被害の防止

・川崎市消費者行政センターの取組

本市においても、高齢者を狙った悪質商法が新しい手口で次々と発生し、近年では高齢者の消費者トラブルは、相談件数が年々増加する状況となっています。川崎市消費者行政センターは、本市の行政機関として、消費者庁、独立行政法人国民生活センター等と連携を保ちつつ、消費者への情報提供、苦情処理等を行うとともに、首都圏の都区市等が共同で「高齢者被害特別相談」などを実施します。また、高齢者の消費者被害を防ぐには、家族や知人・地域といった周りの人の見守りと気づきが重要です。地域での声かけなどから消費者トラブルに気づき、関係機関と連携して対応できるよう、高齢者の見守り関係者に対する講座等を実施します。

○障害者の権利を守る取組の推進

- ・「障害者差別解消法」の基本方針を踏まえ、一人でも多くの市民が障害に対する理解を深め、地域の中で理解と支援が進むよう、障害者が安心して自立した地域生活が送れる環境づくりに向けて普及啓発活動に取り組みます。
- ・障害者差別解消法の趣旨にのっとり、策定された本市職員向けの「対応要領」について、庁内研修等を通じて周知徹底を図ります。市内事業者・市民等に対して、啓発物の配布や本市ホームページ等による広報の取り組みを行います。
- ・成年後見制度は、判断能力が不十分な方の意思決定を支援し、権利や利益を守るために有効な制度であることから、今後も弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会などの関係機関と連携しながら、制度の普及啓発や親族後見人への支援、成年後見制度の円滑な利用に向けた取組を行います。
- ・川崎市社会福祉協議会が運営する「あんしんセンター」において、福祉サービス利用援助サービス、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスなど、社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を実施します。
- ・障害者の差別解消については、川崎市障害者差別解消支援地域協議会で相談事例の情報共有や差別解消に関する様々な課題を協議し、それらを踏まえた制度の普及啓発に取り組みます。

○精神障害者の就労及び社会参加の促進

- ・本市発の就労定着プログラム K-STEP プロジェクトにて、精神障害者など体調管理に課題を抱えている方の就労定着を図ります。
- ・心身のコンディションから長時間の勤務は難しくても、短時間であれば働ける方を対象とした「短時間雇用創出プロジェクト」を実施します。
- ・就労に向けた準備段階の方への川崎フロンターレやカワサキハロウィンといったエンターテインメントの場での就労体験事業を推進します。

○自立に向けた就労支援

- ・様々な就労体験事業に加えて、庁内業務の一部を実習場所として提供する就労体験ステップアップ事業や地域就労援助センターにおける職場実習事業を実施することで就労意欲の喚起を図ります。
- ・地域就労援助センター等による一般就労に向けた個別の支援を行うとともに、南部、中部、北部の3地区での障害者就労支援ネットワーク会議において、就労移行支援事業所等の利用者の増加を図り、その中から一般就労へ移行していく取組を展開します。
- ・セルフケアやラインケア意識の向上を図る川崎就労定着プログラム（K-STEP）を企業や就労支援機関等で実施することにより、自立に向けた就労支援を目指します。

○「地域活動支援センター」による障害者の社会参加の促進

地域で生活する障害者のなかには、社会との関わりを持つ機会が少なく、生活リズムが不規則になってしまう方もいます。そんな障害者の社会参加を支援します。

・地域活動支援センター（A型）

主に精神障害者を対象として、日中のプログラムや憩いの場などの地域活動支援センターとしての機能と、生活する上での困りごとを相談できる相談支援の機能を一体的に提供します。

・地域活動支援センター（B・C・D型）

創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等の支援を行います。

○地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり

ボランティア、民間団体・企業、さらには障害当事者だからこそできるピアサポートなど障害当事者も支援の担い手として、活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

・ピアサポーターの養成及びフォローアップ(精神障害者ピアサポート養成・支援事業)を実施します。

○多様な住まいの支援

・グループホームの整備

地域で自立した生活を営むための住まいの場の一つとして、グループホームの設置を積極的に推進するとともに、不動産事業者等に対するグループホームへの理解の促進に向けた取組を川崎市居住支援協議会と連携しながら進めていきます。

・特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入体制の整備

障害者支援施設やグループホームに入所している高齢障害者のうち、特別養護老人ホームでの支援がふさわしく、かつ意向を希望する方の円滑な受入のため、公有地に整備される特別養護老人ホームにて受入体制を整備します。

○心神喪失等医療観察法による支援の推進

心神喪失者等医療観察法（注）の対象者の対応は、人権への配慮と地域社会との関係も考えつつ、障害特性に合わせた丁寧な支援が必要です。専門的な関わりと関係機関との連携の確立が不可欠であることから、保護観察所や関係機関と連携して、退院、退所後における生活環境を調整し、触法障害者の支援を行います。

・心神喪失者等地域移行支援事業を実施します。

・保護観察所と定例の会議を実施します。各障害者センターと保護観察所、医療機関等関係者の連携により支援を展開します。

- ・保護観察所等関係機関と連携強化します。
- ・障害者権利条約や障害者差別解消法等の趣旨に則り、差別・偏見をなくすための、官民一体となった啓発活動の取組を展開します。
- ・対象者の方の受け入れについては、医療観察法制度運営連絡協議会や医療観察法地域連絡協議会を通し、国や保護観察所等に対し体制整備を要望します。

(注) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)は、心神喪失又は心神耗弱の状態(精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態)で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、傷害)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。

○地方検察庁刑事政策総合支援室の社会復帰支援(国の取組)

検察庁では、警察等から事件が送検された後、捜査をして真実を解明し、起訴か不起訴かを判断し、起訴のうち公判請求した事件について、裁判で適切な判決が宣告されるよう公判立証を行っています。加えて、刑事政策総合支援室を設置して、①犯罪被害者の支援や、②児童虐待事案の児童相談所・警察との三者連携とともに、③罪を犯した高齢者・障害者・生活困窮者等の社会復帰支援を行います。

○神奈川県地域生活定着支援センターの取組(県の取組)

刑又は保護処分の執行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害があるため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難です。そのため、県では「神奈川県地域生活定着支援センター」を開設し、必要な支援に取り組みます。

○神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会の連携(民間の取組)

神奈川県弁護士会と公益社団法人神奈川県社会福祉士会は、平成27(2015)年に刑事弁護における協定書を結び、「捜査段階(被疑者)」および「公判段階(被告人)」等において、障害や疾病等により福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の支援を連携して行っています。両会の連携により、早い段階で罪を犯した障害者の更生支援を行うことで、再犯防止にもつなげます。

（２）薬物等の依存症の人への支援

【現状と課題を踏まえた対応の方向性】

薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、治療を要する人と位置付けられます。薬物事犯者本人が、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持ち、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受ける必要があります。

刑の一部の執行猶予（注）の言い渡しを受けることになった理由が違法薬物の使用や所持である人がほとんどである状況を踏まえ、薬物依存からの回復に向けた治療や支援を受けやすい環境づくりが大切であると考えています。薬物依存からの回復には長い期間を要することから、薬物問題を抱える人に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を関係各機関で実施していく必要があります。薬物等依存症の人の支援に向けて、支援団体と連携を図りながら取組を進めていきます。

（注）懲役刑や禁錮刑を一定期間受刑させたのち、残りの刑期の執行を猶予する制度。受刑者の社会復帰促進や、保護観察による再犯防止などを目的とする。猶予期間中は、保護観察を適用することもできる。

■関連する施策

○当事者団体への支援と連携

川崎ダルクデイケアセンターと連携して、薬物依存に悩む方、これに類する状態の方、及びその家族に対して、回復を支援し薬物乱用の予防に対する普及啓発、及び相談援助活動を実施します。

○精神保健福祉センター及び区役所における薬物依存症患者や家族への支援

精神保健福祉センターはうつ病や依存症に関する電話・面接相談窓口となっており、継続的な支援が必要なケースについては区役所等の支援機関がかかわりながら本人及び家族の生活を支えます。

○依存症回復プログラム等への参加支援等

精神保健福祉センターにおいて、アルコールや薬物依存症の人に対し、認知行動療法的手法を取り入れた、依存症からの回復に向けた再発予防プログラム（だるま～ぷ）を実施します。実施においては自助グループの協力を仰ぎ、終了後の居場所を確保することも視野に入れながら新しい仲間づくりを支援します。

○依存症支援に関する人材育成

精神保健福祉センターにおいて、相談業務に携わる各部署の職員や関係機関の支援者向け研修会や事例検討会を開催します。

○市民向けフォーラムによる普及啓発

自助グループや依存症回復支援施設と精神保健福祉センターが協力し、ボランティアも含めた実行委員会形式にて川崎アクションフォーラムを年1回開催します。依存症に関連した問題や回復の力を広く知ってもらうことを目指します。

3 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施

(1) 地域の犯罪や非行の防止

【現状と課題を踏まえた対応の方向性】

平成 29 (2017) 年の本市における刑法犯認知件数は 8,436 件で、前年に比べて約 9%減少しており、刑法犯認知件数は減少傾向にあります。また、平成 29 (2017) 年度に市内で、検挙・補導された非行少年は 377 人で、前年に比べて約 24%減少しており、刑法犯で検挙・補導された少年は減少傾向にあります。また、平成 29 (2017) 年度に少年院に入院した人のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である人の再入院の割合は約 13%でした。

本市においては、かわさき市民アンケートによると、今後特に力を入れてほしいことの項目の上位には常に防犯対策があることから、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進が求められています。安全で安心なまちづくりを推進するにあたり、再犯の防止はもとより、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めていくことが重要です。

また、将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年を取り巻く環境における適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにすることが重要です。

地域の犯罪や非行の防止に向けて、多様な主体と連携しながら防犯活動や非行防止などの取組を進めていきます。

■関連する施策

○多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進

「安全・安心まちづくり推進協議会」による、パトロールや見守りなどの自主防犯活動、各種イベントにおける広報啓発活動等を推進します。

○防犯カメラ設置補助の実施

継続的かつ計画的に地域の防犯パトロールや通学路の見守り等を行う町内会・自治会又は事業者等により組織された団体が、地域の安全・安心なまちづくりを目的として、道路等の公共空間に防犯カメラを新規設置する費用について補助を実施しています。

○ESCO事業によるLED防犯灯の維持管理等の実施

防犯灯LED化ESCO事業を推進し、道路等における夜間通行の安全確保な

どに取り組めます。

○防犯灯設置補助、管理費及び補修費補助の実施

町内会・自治会及びその他の団体が自主管理する防犯灯の新設、更新や管理、補修の経費について補助を実施しています。

○かわさき安全・安心ネットワークシステムの運用

かわさき防犯アプリ（みんパト）により、市内の不審者、痴漢、空き巣などの情報を配信し、市民の安全確保や情報の共有化、防犯意識の向上、犯罪発生を抑止等を図ります。

○安全・安心まちづくり対策員による防犯対策の推進

市民の防犯意識の高揚及び空き巣などの侵入盗からの被害防止に向けて、安全・安心まちづくり対策員による住宅の防犯診断、各区役所等における「出張防犯相談コーナー」の開設、様々な施設を訪問して防犯対策に関する講話を行う「出前講座」を実施しています。

○健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進

- ・児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、神奈川県警察本部と川崎市教育委員会が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。
- ・各学校で、警察署員や各分野の専門家等による保護者や児童・生徒向けの非行防止や犯罪被害の予防に関する講話を実施します。

○学校と保護司による情報交換会の実施

学校関係者と保護司の連携と情報の共有を図るため、情報交換会を実施します。

○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。

○青少年の成長にふさわしい育成環境づくりの推進

青少年指導員は、地域で青少年を健全に育成するため、町内会・自治会、子ども会、青少年関係機関などと連携しながら、文化・レクリエーションなど多様な体験活動を促進するとともに、地域巡回パトロールや各種キャンペーンへの参加による普及・啓発活動など青少年を見守り、健全に育成する環境づくりを推進します。

○多様な主体の連携・協働による「こども110番」の推進

子どもが被害者となる事件などを未然に防止するとともに、大人が子どもをあたたく見守り、育てる地域環境づくりに向けて、各小学校区において、学校、PTA、町内会・自治会などが中心となって「こども110番」事業を展開します。

○“社会を明るくする運動”の実施及び支援

“社会を明るくする運動”の実施に際し、学校、PTA、団体等による学生生徒の非行防止、一般市民等による青少年非行防止についての講演会や青少年の非行防止と健全育成を中心テーマとした地域住民による「青少年を守るミニ集会」を各区推進委員会にて実施します。

○児童虐待・非行・いじめ防止に関する普及啓発の推進

児童虐待防止推進月間を中心に、関係機関と協働し、児童虐待の防止に取り組む意識の向上のために普及啓発活動を推進します。

○非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けた関係機関の連携の強化

ネグレクト等を背景とする非行・不登校等の複雑・多様化する学齢児の問題に対し、個々に応じた実効的な相談、支援等を実施するためには、福祉・教育・警察等の各機関の連携が必要であるため、「学齢児支援に係る専門機関による連絡会」における連携の推進を図ります。

(2) 学校と連携した修学支援

【現状と課題を踏まえた対応の方向性】

日本における高等学校進学率は、98.5%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあります。一方で、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない現状もあります。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない人及び高等学校等を中退する人に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

本市においても、学校や関係機関との連携を図りながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組や犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援等を実施していきます。

■関連する施策

○いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決

「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生*共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。

○市立学校における暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期解決

学校巡回カウンセラーやスクールカウンセラーを配置し、相談対応を実施します。

○市立学校における課題を抱えた児童・生徒に対する支援の実施

各区に配属された教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが当該児童生徒の置かれた環境への働きかけやよこはま法務少年センター(横浜少年鑑別所)の地域援助など専門機関の活用、関係機関とのネットワークの構築等、多様な手法を用いて問題解決を図り、効果的な支援を行います。

○一人ひとりのニーズに応じた教育の機会の確保と社会的な自立のための支援

ICTを活用した学習支援、フリースクール等との連携など、さまざまな取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級への学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。

○一人ひとりに応じた適切な支援の実施

発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。

4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進

【現状と課題を踏まえた対応の方向性】

地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司や、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした人等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。

これらの民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在であり、再犯防止を推進する上で欠かせない存在となっています。

一方で、保護司等の高齢化やその数が減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような活動が難しくなっており、また、民間の関係機関・団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難となっています。このため、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たって、関係機関・団体等と民間協力者との連携を図りながら、取組を進めていきます。

■関連する施策

○市内更生保護関係団体への支援

- ・市役所内に川崎市保護司会協議会及び川崎市更生保護女性連絡協議会並びに各区役所内に各区保護司会の事務局を設置し、その活動を支援します。
- ・保護司会や更生保護女性会が活動に向けた会議を行う際や、保護司が保護観察対象者との面接を行う際に会議室や面談場所の確保を支援します。
- ・長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司や更生保護女性会員の方を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
- ・市内各保護司会と連携し、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）活動への支援のあり方について検討します。
- ・更生保護施設を運営する更生保護法人に対して補助金を交付することにより、地域の再犯防止活動を支援します。

○更生保護サポートセンターの開設支援

更生保護サポートセンターは保護司・保護司会が、地方公共団体や地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で処遇活動及び地域活動を行うための拠点です。法務省が全国の保護司会に設置を進めています。川崎市には各区に保護司会があり、そのうち既に川崎区と中原区では開設され活動が始まっております。再犯防止についても各関係機関の連携拠点として活動が期待されます。川崎市も更生保護サポートセンターの開設を支援します。

○協力雇用主への支援

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を適正に評価することにより、事業者の社会貢献への意欲を高めるため、平成 31・令和 2 年度競争入札参加資格審査において「協力雇用主」の評価項目を新設し、加点評価を行います。(再掲)

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題を踏まえた対応の方向性】

犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした人等が社会において孤立することのないよう、地域住民の理解と協力を得て、犯罪をした人等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国や神奈川県においては、これまでも、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、地域住民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

本市においても、川崎市「社会を明るくする運動」推進委員会や各地区推進委員会において街頭啓発キャンペーンや神奈川県で実施している作文コンテストへの協力を展開しています。平成 30 (2018) 年度に実施された“社会を明るくする運動”の本市における行事参加人数は 114,542 人で、増加傾向となっています。一方で、再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近ではないことから、“社会を明

るくする運動”やその他の犯罪予防活動や啓発活動をさらに推進していきます。

また、安全で安心なまちづくりを推進するにあたり、市民の防犯意識の向上や防犯対策等の普及啓発を行っていきます。

■関連する施策

○“社会を明るくする運動”の実施及び支援

・犯罪や非行をした人が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地域の町内会・自治会や保護司会をはじめとした多くの関係団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。

○薬物乱用防止に関する普及啓発活動の推進

・ホームページやリーフレットを用いて大麻・覚せい剤・危険ドラッグ等に関する防止啓発等、薬物乱用防止活動を推進します。

・関係機関・団体の協力の下、地域で実施される“社会を明るくする運動”等の街頭啓発活動やミニ集会、また、学校で開催される薬物乱用防止教室等を通して薬物乱用の弊害を広く周知する等の普及啓発活動を実施します。

○青少年の健全育成・非行防止に関する広報・啓発活動

関係機関・団体の協力のもと、青少年の健全育成に関する街頭キャンペーンや青少年の健全育成、非行防止などについて、ポスターの掲出や各種キャンペーンによる啓発品の配布等を行うとともに、青少年関係団体等への啓発DVDの貸出しや区役所等における啓発パネルの展示等、各種広報・啓発活動を実施します。

○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における広報・啓発活動

7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせて、首都圏の九都県市で共同作成したポスターの掲出や市内広報掲示板や公共施設等への啓発用ポスターの掲出を行うとともに、区役所等への懸垂幕の設置や啓発パネル展示を行います。また、神奈川県と連携しながら社会環境健全化推進街頭キャンペーンを実施します。

○「子供・若者育成支援強調月間」における広報・啓発活動

11月の国の「子供・若者育成支援強調月間」に合わせて、市内広報掲示板や公共施設等への啓発用ポスターの掲出を行うとともに、区役所等への懸垂幕の設置や啓発パネル展示を行います。また、神奈川県と連携しながら社会環境健全化推進街頭キャンペーンを実施します。

○情報モラルに関わる啓発の推進

情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、川崎市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう情報活用能力を育成します。

○刑を終えて出所した人の人権の確保

川崎市人権パンフレット等を活用し、刑を終えて出所した人の人権に関する普及啓発を行います。

○多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進

「安全・安心まちづくり推進協議会」による、パトロールや見守りなどの自主防犯活動、各種イベントにおける広報啓発活動等を推進します。(再掲)

○横浜地方検察庁の社会復帰支援に関する「ふれあい広報」(国の取組)

各地の地方検察庁では、平成24(2012)年に再犯防止が閣僚会議で宣言された後、刑事政策を行う部門を設置して、福祉職(社会福祉士・精神保健福祉士)を配置するようになりました。検察に配置されている福祉職は、支援対象者のために、ソーシャルワークの価値や理念に基づく支援を行い、司法と福祉が異なる目的のもと協働しています。横浜地方検察庁においても、このような社会復帰支援の取組を、「ふれあい広報」として、見学に来てくれる県民の皆さんに紹介したり、地域の福祉機関や医療機関に出向いて説明したりしています。地域の福祉機関や医療機関の福祉職は、罪を犯し支援を必要としている高齢者、障害者、生活困窮者の存在を知ると、積極的に協力を申し出てくれます。社会復帰支援の「ふれあい広報」は、刑事司法と医療・福祉の接点を、堅い壁ではなく、開かれたドアにするものであり、今後の司法と福祉のネットワークづくりの第一歩としていきます。

○本市における“社会を明るくする運動”(民間の取組)

各区役所及び支所の管轄区域ごとに地区推進委員会を設け、各推進委員会が7月の「社会を明るくする運動」強調月間を中心に、家庭・学校・町内会・自治会・社会福祉協議会・保護司会等と連携して、市内各地での講演会や街頭パレード、映画会、各種スポーツ大会などを実施しています。

昭和26年に発足した本運動は、令和元(2019)年に第69回目を迎え、安全で安心して暮らせる明るい地域づくりに大きく貢献しています。

5 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

【現状と課題を踏まえた対応の方向性】

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その人にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要です。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要があります。

国においては、「再犯防止に向けた総合対策」（平成 24（2012）年 7 月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い人、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきました。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していく必要があります。

特に、犯罪をした人等のうち、少年や若年者などについては、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体などが連携した様々な教育的な働き掛けを行うこと、またそもそも犯罪を起こさないための非行の防止対策等が重要であることから、関係機関との連携を図りながら、健全育成や非行防止等の取組を進めていきます。

また、近年、児童虐待相談対応件数が全国的に増加していることや、児童虐待により死亡する事例が発生している状況から、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の改正など、児童虐待を防止するための制度の充実が図られているところであり、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という考えに基づいた施策を推進していきます。

■関連する施策

○健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進

- ・児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、神奈川県警察本部と川崎市教育委員会が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。（再掲）
- ・各学校で、警察署員や各分野の専門家等による保護者や児童・生徒向けの非行防止や犯罪被害の予防に関する講話を実施します。（再掲）

○いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決

「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生* 共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。(再掲)

○市立学校における暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期解決

学校巡回カウンセラーやスクールカウンセラーを配置し、相談対応を実施します。(再掲)

○児童虐待の早期発見・未然防止の推進

児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)等により、虐待の通報や子育ての不安等に迅速かつ適時に対応することで、児童虐待の早期発見・未然防止を推進します。

○SOS への気づきの推進と機関連携の充実

児童虐待対応ハンドブック等を活用し、子どもの SOS への気づきの推進と関係機関の連携強化を図ります。

○非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けた関係機関の連携の強化

ネグレクト等を背景とする非行・不登校等の複雑・多様化する学齢児の問題に対し、個々に応じた実効的な相談、支援等を実施するためには、福祉・教育・警察等の各機関の連携が必要であるため、「学齢児支援に係る専門機関による連絡会」における連携の推進を図ります。(再掲)

○児童虐待・非行・いじめ防止に関する普及啓発の推進

児童虐待防止推進月間を中心に、関係機関と協働し、児童虐待の防止に取り組む意識の向上のために普及啓発活動を推進します。(再掲)

○一人ひとりに応じた適切な支援の実施

発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。(再掲)

○市立学校における課題を抱えた児童・生徒に対する支援の実施

各区に配属された教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが当該児童生徒の置かれた環境への働きかけや、よこはま法務少年支援センター(横浜少年鑑別所)の地域援助など専門機関の活用関係機関とのネットワークの構築等、多様な手法を用いて問題解決を図り、効果的な支援を行います。(再掲)

○一人一人のニーズに応じた教育の機会の確保と社会的な自立のための支援

ICT を活用した学習支援、フリースクール等との連携など、さまざまな取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級への学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。(再掲)

6 目標

(1) 刑法犯認知件数の減少

指標	平成 29(2017)年度	令和 6 (2024) 年度
刑法犯認知件数 (市内)	8,436 件	減少

(2) 民間協力者の活動の促進

・保護司の増加

指標	平成 31(2019)年度	令和 6 (2024) 年度
保護司数 (市内)	318 人	増加

・更生保護女性会員の増加

指標	平成 31(2019)年度	令和 6 (2024) 年度
更生保護女性会員数 (市内)	434 人	増加


・協力雇用主の増加

指標	令和元(2019)年度	令和 6 (2024) 年度
協力雇用主数 (市内)	113 件	増加

(3) 市民の関心と理解の醸成

指標	平成 30(2018)年度	令和 6 (2024) 年度
社会を明るくする運動への参加人数	114,542 人	増加

(4) 関連する施策の従事者の再犯防止に関する理解の促進

令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
●従事者向け 研修の検討	●従事者向け 研修の実施			

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

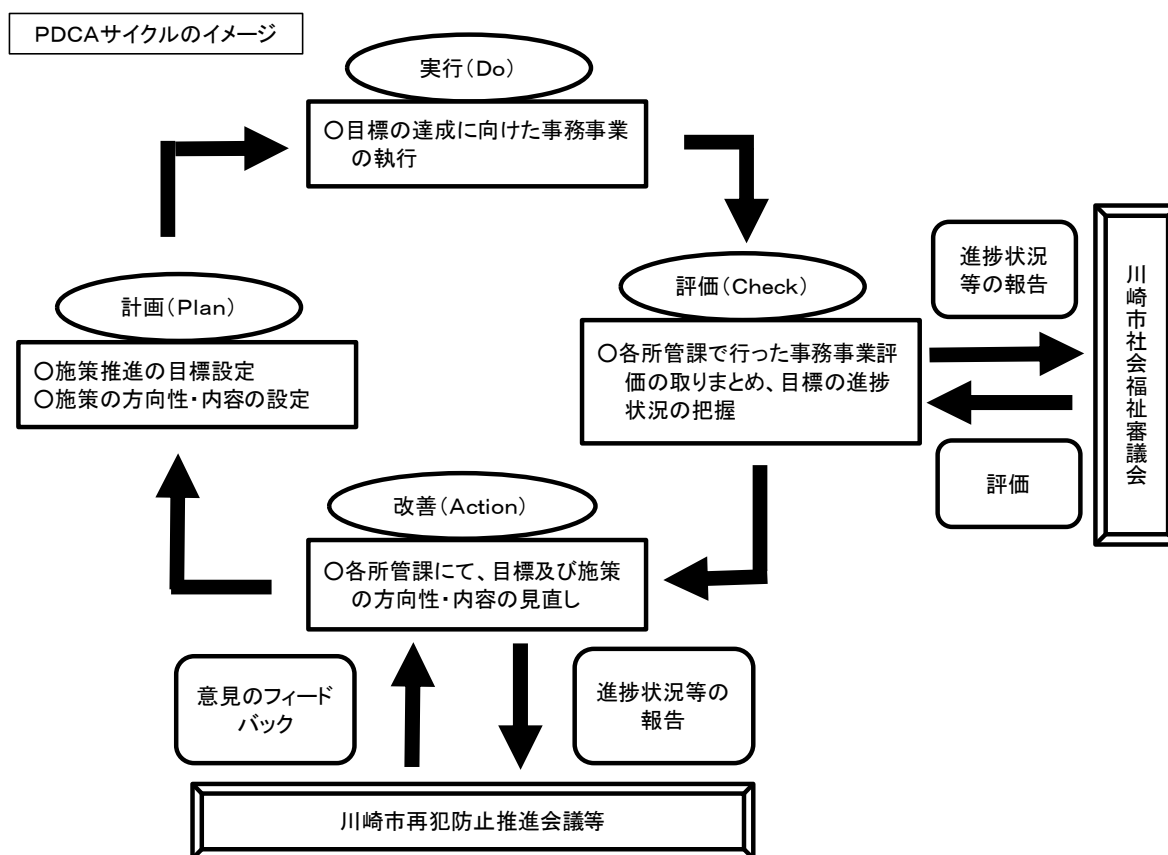
(1) 推進体制

健康福祉局が中心となり、就労、住居、地域安全、非行防止等に携わる関係部局と庁内会議等を活用して十分な連携を図るとともに、国・県・民間の関係機関・団体及び川崎市再犯防止推進会議との連携協力のもと、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

(2) 進行管理

P D C Aサイクルに基づき、事業内容の設定（P L A N：計画）、計画に基づく事業の実施（D O：実施）、事業実施状況の点検・評価（C H E C K：評価）、点検・評価結果に基づく事業内容の見直し（A C T I O N：改善）を行います。

本計画については、各事業所管課から事務事業報告を受けて川崎市再犯防止推進会議や川崎市社会福祉審議会等において、報告を行うとともに、意見を聴取することにより、再犯防止に係る取組を計画的に推進していきます。



(3) 国・県との連携の強化及び更生保護関係機関・団体におけるネットワークの構築

再犯防止推進法第5条において、「国及び地方公共団体の相互の連携」、「国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保」、「国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供」、「民間の団体その他の関係者の犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務」について定められています。

また、同法第24条において、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を講ずる努力義務」が課せられています。

こうしたことから、国や神奈川県と本市における相互の連携は再犯の防止を推進するにあたり必要不可欠なものであり、法務省・横浜保護観察所・神奈川県等との情報共有、市町村再犯防止等推進会議や関係機関・団体が開催する再犯防止及び更生保護に関する会議へ参加し、積極的な情報共有や連携を図ります。

また、川崎市再犯防止推進会議を活用して、委員相互の情報共有や意見交換を行い、更生保護関係機関・団体のネットワークの構築を推進します。

第5章 資料編

資料1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
 - 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
 - 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であつて自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びそ

の効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

資料2 再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）〔概要〕

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

資料3 用語

【か行】

●仮釈放

再犯を防止し、改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

●起訴猶予処分

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分

●矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院

●協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

●刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

●刑の一部の執行猶予制度

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年間から5年間まで、執行を猶予することができるとする制度

●刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度

●更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動

●更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設

●更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体

●更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法

務大臣の認可を受け設立された法人

【さ行】

●再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の人

●“社会を明るくする運動”

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動

●少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設

●処遇

警察等によって検挙された人が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱

●初入者

受刑のため刑事施設に入所するのが初めての人

●自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。

●全部執行猶予

刑法第25条に規定する刑の全部の執行猶予

【た行】

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった人）からの暴力

【な行】

●入所受刑者（新受刑者）

裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者

【は行】

●非行少年

犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑

罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう) の総称

● BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等 (BBS 運動 (Big Brothers and Sisters Movement)) を行う青年のボランティア団体

● 保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの

● 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

資料4 川崎市再犯防止推進会議

「川崎市再犯防止推進計画」を令和元年度に策定するにあたり、関係機関・団体等から選出された委員から意見を聴取しました。

	氏名	所属 職名等
1	安藤 久美子	聖マリアンナ医科大学神経精神科学教室准教授
2	中澤 陽子	神奈川県弁護士会会員
3	都坂 圭吾	法務省東京矯正管区更生支援企画課課長
4	中臣 裕之	横浜保護観察所次長
5	野崎 和久	横浜刑務所分類教育部長
6	大津留 寿弥	横浜少年鑑別所地域非行防止調整官
7	中村 葉子 今村 智仁	横浜地方検察庁総務部長
8	吉岡 伊佐夫	川崎公共職業安定所管理次長
9	越水 詞郎	川崎市保護司会協議会会長
10	梅津 三枝	川崎市更生保護女性連絡協議会会長
11	上野 葉子	川崎市社会福祉協議会常務理事
12	斎藤 文夫	NPO 法人神奈川県就労支援事業者機構会長
13	山下 康	神奈川県地域生活定着支援センターセンター長
14	橋本 昇	更生保護法人川崎自立会施設長
15	岡崎 重人	NPO 法人川崎ダルク支援会理事長
16	山口 耕樹	中高年事業団やまて企業組合福祉事業部統括責任者
17	皆川 智之	公募委員

川崎市再犯防止推進会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市再犯防止推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、再犯防止事業の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 本市における再犯防止の取組に関する事
- (2) 本市における再犯防止に係るネットワークづくりに関する事
- (3) 川崎市再犯防止推進計画に関する事
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関職員
- (3) 関係団体代表者
- (4) その他、市長が特に認めた者

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名するものを代理で会議に出席させることができる。

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、必要に応じて開催することとする。

(関係者の出席)

第5条 市長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局地域包括ケア推進室において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

資料5 川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議

再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議を設置し、再犯防止推進計画の検討を行いました。

- ・座長 健康福祉局地域包括ケア推進室長
- ・副座長 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔地域福祉〕

	所属・職位
1	総務企画局都市政策部企画調整課長
2	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長〔組織・定数〕
3	財政局財政部財政課長
4	総務企画局人事部人事課長
5	財政局資産管理部契約課長
6	市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長〔地域安全〕
7	市民文化局人権・男女共同参画室担当課長〔人権・同和・平和〕
8	経済労働局労働雇用部担当課長〔雇用〕
9	健康福祉局総務部企画課長
10	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔保護指導〕
11	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕
12	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔地域保健〕
13	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔専門支援〕
14	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
15	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
16	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
17	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長
18	健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター担当課長〔庶務〕
19	こども未来局総務部企画課長
20	こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年育成〕
21	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕
22	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課担当課長〔居住・再生支援〕
23	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長
24	教育委員会事務局学校教育部指導課担当課長〔指導・調整〕

川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、川崎市における再犯防止に関する総合的な施策についての計画である川崎市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）の策定を検討することを目的として、再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議（以下「関係課長会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 関係課長会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 再犯防止推進計画の検討に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 関係課長会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 座長は、健康福祉局地域包括ケア推進室長をもって充てる。
- 3 副座長は、健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（地域福祉）をもって充てる。
- 4 座長は、前条に掲げる者のほか、必要があると認める場合には、別表第1に掲げる者のほか、その案件に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 関係課長会議は、座長が招集する。

- 2 副座長は座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 関係課長は、会議に出席できないときは、その指名するものを代理で会議に出席させることができる。

(報告)

第5条 関係課長会議において、検討された内容については、適宜、川崎市再犯防止推進会議に報告するものとする。

(事務局)

第6条 関係課長会議の事務局は、健康福祉局地域包括ケア推進室とする。

(雑則)

第7条 前各条に定めるほか、関係課長会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

川崎市再犯防止推進計画

【発行年月】 令和2年（2020）年2月

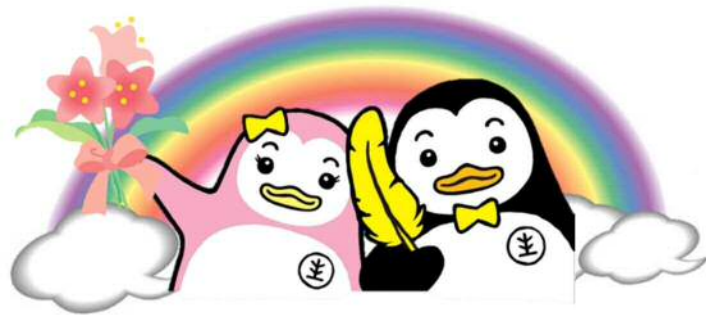
【編集・発行】 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2628



KAWASAKI CITY



(更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん：法務省)